

議員全員協議会会議録

(令和3年5月28日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年5月28日（金）
招集場所 大会議室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 那須芳人

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

町長	清水雅文		
副町長	木原荘二		
教育長	中村維伯		
(総務課)			
課長	浅海宏貴	課長補佐	松本仁志
課長補佐	田村智之		
(企画財政課)			
課長	立花慶司		
(学校教育課)			
課長	岩井正一	課長補佐	桑原真也
(生涯学習課)			
課長	清水雅人	課長補佐	織田浩史
課長補佐	松本安紀彦		

(御荘支所)

支所長 猪野博基

(保健福祉課)

課長 幸田栄子

課長補佐 山下知恵

課長補佐 荒地ミドリ

(建設課)

課長 濱哲也

課長補佐 楠葉哲也

(防災対策課)

課長 守口庸夫

(町民課)

課長 中田章

課長補佐 山本恵

(環境衛生課)

課長 山本正文

課長補佐 谷岡誠司

(商工観光課)

課長 兵頭重徳

課長補佐 土居章二

課長補佐 大森安洋

課長補佐 蓮田修平

(農林課)

課長 吉村克己

課長補佐 近平高宜

(水産課)

課長 長田岩喜

(地域おこし協力隊)

隊員 名田太郎

隊員 松本真依

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- (1) 1人1台端末 学校での現在の活用状況について
- (2) 平城貝塚の国指定史跡への取組について
- (3) 御荘文化センター夜間等開放事業について
- (4) 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)について
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (6) 町道榎月竹倉線の新規道路改良事業について
- (7) 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応等について
- (8) 旅券事務の不適正処理について
- (9) 愛南町小山地区における太陽光発電事業に伴う不許可処分について

○佐々木副議長 失礼します。ただいまより令和3年第10回議員全員協議会を開催いたします。
初めに、議長挨拶をお願いします。

○原田議長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中をお集まりをいただきまして、ありがとうございます。今日は、那須議員が検査のために欠席をするということで報告を受けております。大変、今年の梅雨は梅雨入りが早くて、こんなに早い梅雨入りというのは本当に初めてじゃないかと思うぐらい異例の年といえますか、大変な年になっておりますけど。ワクチンの接種のほうも徐々に始まっておりまして、このまま次第にコロナウイルスの感染拡大も落ち着いてくれるんじゃないかなというふうに期待をしておるところでございます。今日、全員協議会、執行部のほうより13点の報告があります。どうぞ皆さん、御協議のほうをよろしく願いいたします。

それと今日、7名の傍聴者を許可しておりますので、御報告をしておきます。それでは、最後までよろしく願いいたします。

初めに、町長、挨拶をお願いします。

○清水町長 改めまして、皆さん、こんにちは。令和3年第10回議員全員協議会の開催を依頼いたしましたところ、原田議長には招集をいただきまして、また、何かと御多忙の中、議員の皆様におかれましては御出席をいただきまして誠にありがとうございます。この後、報告案件の前に、担当課より紹介をさせていただきますけども、今月1日から、新たに地域おこし協力隊として、水産分野で松本真依さん、そして農林分野では名田太郎さんが着任をされました。それぞれ水産、農林の一次産品振興に関わっていただき、愛南町に新たな息吹が吹き込まれることを期待しております。

さて、本日は6月議会に提案予定の新型コロナウイルス感染症対策事業など、合わせて13件の説明をさせていただきますので、御意見等、よろしく願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○原田議長 地域おこし協力隊の紹介を、いいですかね。

○名田太郎 このような機会を与えていただきましてありがとうございます。

農業支援地域おこし協力隊として、5月1日から着任しております名田太郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。出身は兵庫県です。私はこれまでに、外資系装置メーカーのプロジェクトマネジャーとして長年勤務しておりましたが、ここ愛南町の豊かな自然環境や人間性の温かみに引かれ、移住を決断し、やってきました。

私自身、第一次産業に関わった経験はございませんが、愛南町独特の特産品の強みを、これからより多くの人々に知っていただけるような取組に注力してまいりたいというふうに考えております。それには、まず、多くの生産者様いらっしゃいますので、御訪問して、貴重な御意見をお伺いすることによって、その強みを活動に結びつけていければというふうに考えております。私同様に、ほか2名の地域おこし協力隊が着任しておりますが、よりよい地域おこしの取組を目指すためにも、共同、連携してやっていきたいなというふうに考えております。

最終的には、ここ愛南町で仕事を見出して定住できるようにチャレンジしてまいりたいというふうに考えております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○松本真依 皆様、初めまして。今月5月1日より、水産課の地域おこし協力隊として着任いたしました松本真依と申します。よろしく願いいたします。

私は、岡山県津山市出身でございまして、愛媛大学の学生として、2年間松山市、2年間愛南町に住んでおりました。もともと学生の頃から、愛南町が大好きで、卒業後も何度か足を運んで楽しませてもらっておりました。この海、山、自然がたくさんある中で、再び戻ってこれたことを光栄に思っております。学生の頃は、漁病の早期判定であったりとか、赤潮

の関係の勉強をしております、今、興味を抱いているのは、昨今の若い世代の魚離れですね。これを何とかもっと興味を持ってもらえる仕組みづくりであったりとか、産業廃棄物と呼ばれる、もう捨てられてしまうようなものを生かして、何かワークショップができたりしないかなというところを考えております。どうぞこれからよろしく願いいたします。

(拍手)

○原田議長 それでは、協議に入ります前に、前回の全員協議会において、この協議会の資料をタブレットに掲載するのに、もっと早い時間に掲載できないかという御意見がございましたが、執行部と協議しました結果、前日の午前中には何とか掲載ができるだろうということなんで、それで承願したいと思っておりますが、どうでしょうか。いいですか。前日の午前中には、この資料がタブレットの中に掲載されますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速協議に入ります。

まず、1番目として、1人1台端末、学校での現在の活用状況についてということで、担当課より説明をお願いします。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 それでは、昨年度整備しましたGIGA構想において、1人1台端末と高速通信環境が学校で整いました。それで、1人1台端末で学校での現在の活動の状況を映像を通して見ていただきたいということでございます。児童生徒の端末を、現在どのように利用しているかについては、本来、実際に議員さん方に学校へ足を運んでいただいてごらんいただくと非常にいいところですが、コロナ禍という状況で、機会をつくるのが難しいので、動画を紹介させていただいて、説明としたいと考えております。それでは、動画のほうをお願いします。

(動画上映)

○岩井学校教育課長 ありがとうございます。以上でございます。

○原田議長 ただいま、画面でも見たように、現在の状況が大体分かったと思っておりますけど、この件に関しまして、何か御質問ございませんか。

鷹野議員。

○鷹野議員 GIGAスクール、ICT教育ということで、大いにタブレットを使った教育、どんどん進めていってもらいたいんですが、今現在、このネット環境、子どもが家庭に持って帰ってやってるということなんですけど、そのネット環境とかトラブル云々、そういったことは大丈夫なんでしょうか。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 昨年度内に家庭内にネット環境がどれほどあるかっていうのを調査いたしまして、約85%ほどの御家庭がWi-Fi環境を整備しているというところで分かってまして、それで、今言われたように、家庭にそういう環境がない児童生徒については、ひとまずモバイルルーターを購入して貸与しております。それで、年内に家庭にWi-Fi環境を整えていただくようお願いもしております。それで、持ち帰り等、今始めてるんですけども、不具合っていうのはほとんどないというふうに聞いております。割とうまく動いているというふうに聞いております。

以上です。

○原田議長 そのほかございませんか。

石川議員。

○石川議員 今、使い始めなんで、慣れるのが一番最初かなとは思いますが、最終的にICTを使ってどういうレベルまで教育レベルを上げていく目標なのかというところをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 非常にちょっとお答えづらい部分ではあるんですが、レベルをどこまでかというところは、なかなかお答えしづらいところではあるんですけども、やはり今後この社会が大きくデジタル化していくようになりますので、将来、そういった世界の中で子どもたちが生き抜くっていうか、共に生きていけるような力をつけていかなるようか考えております。当然、デジタルだけではなくて、これまでの紙媒体というか、そういったものよさも一緒に併せて使いながら、ハイブリッドの学習をしていこうというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件については終了いたします。続いて、2 番目、平城貝塚の国指定史跡への取組についてということで。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 はい。失礼いたします。生涯学習課です。生涯学習課から、まず、平城貝塚の国指定史跡への取組について報告させていただきます。

御荘平城の上町地区にあります四国銀行跡地を中心として所在する平城貝塚は、太平洋側では、とても希少な縄文貝塚でありまして、西日本を代表する遺跡として高い価値を有しております。また、「平城式」という学術的な基準名称がつくなど、個性的な土器が出土した遺跡として全国に知られ、文化庁や文化財保護関係者からは高い価値を有すると評価されているところでございます。昨年度は、現時点で判明しておる貝塚の範囲を地籍に基づいて整理したほか、これまでに行われた調査の成果について取りまとめ、報告書を刊行しました。こちらの報告書がそうでございます。かなり分厚いものでございまして、この報告書は、これまでの調査により出土した土器、石器、骨角器のうち 1,815 点を改めて整理したものとなります。この報告書の刊行を契機といたしまして、平城貝塚を開発行為等から恒久的に保護し、町の象徴として地域の活性化に資するため、今後は、国史跡の指定を目指すことといたします。指定を受けるため、今年度から行う作業といたしまして、まず、平城貝塚の看板を設置いたします。6 月補正におきまして、看板の制作設置委託料として 10 万円ほど計上しておりますので、6 月議会での御審議を、また、よろしく願います。

また、平城貝塚とその周辺の遺跡を含めた地形測量や範囲を定めるための試掘調査を予定しておりますが、これらについては既に当初予算に計上済みであります。国の指定を受けるためには、地域の機運の醸成が不可欠であるため、今年度から継続的に地権者を含めた地域への説明や平城貝塚に関する講座等を開催し、平城貝塚の貴重性を周知したいと考えています。国の指定を受けるには、最終的に、国へ意見書を提出し、国の審議会を経て決定されることとなりますが、令和 6 年度中には意見具申したいと考えています。参考といたしまして、過去の調査の一覧、位置図、以前作成したパンフレットを掲載しておりますので、また、後ほどごらんいただければと思います。今後、この事業により、ある程度の財政負担が発生するようなこととなれば、その前段階で議会には説明させていただきますので、その際にはよろしく願います。

以上、平城貝塚の国指定史跡への取組について報告させていただきます。

○原田議長 ただいま報告がございましたが、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 国指定史跡への取組ということで、ぜひやっていただきたいと思います。

これ、事業の全体像って、3 月の今年度の予算に入れられるときに、全体の事業の内容については、もう作成して協議していただいているんですかね。

○原田議長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 3月といたしますのは、恐らく3月の定例議会のことだと思うんですけども、その際には、当初予算でこの平城貝塚の調査費を計上したということがあるだけで、全体的な計画というのは、今日初めてこちらのほうで令和6年度を目標としてやりますということをおっしゃっていただいとる次第でございます。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。続いて、3番目、御荘文化センター夜間等開放事業について説明を求めます。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 それでは、2点目、御荘文化センター夜間開放等事業について報告いたします。

この事業は、御荘文化センターの一部を町民の学習スペースとして、夜間等に開放し、高校生や中学生などに安全な自主学習の場を提供するとともに、あわせて図書室の利用時間の延長を行い、学習活動の支援を図るものでございます。事業実施に至った一番の要因といたしましては、2ページにありますように、南宇和高校からの要望があったためでございます。南宇和高校生のみを対象とするのではなく、幅広い年代の町民の方に利用していただきたいと、そのように考えております。今のところ、事業の開始予定は、令和3年9月1日からとしております。ただし、御荘文化センターは新型コロナウイルスのワクチン接種会場にもなっていることから、場合によっては、ずれ込む可能性もございます。開放日、開放時間については、年末年始を除く平日の20時30分までの予定です。土日等については、日中の開放はする予定ですが、17時30分以降の開放については当面見合わせることにし、利用状況を見ながら検討したいと考えております。

開放するエリアは、3ページに掲載しています。1階は展示室、町民ギャラリー、ホワイエ、図書室でございます。2階はホワイエとなっています。管理の方法としては、現在も夜間の貸館があるときは夜間管理人を配置していますが、学生などの見回りのため、同じような管理人を配置したいと考えています。管理人は会計年度任用職員となりますので、給与等は総務管理費の予算で対応します。収容人数は最大で40名を予定しておりますが、事業実施後の利用者数の動向を見ながら、見直しが必要な場合は都度変更したいと考えております。整備に要する費用として、学生向け図書等に10万円、遮光ブラインド取付工事、防犯カメラ設置工事として71万4,000円、机、椅子等の備品購入費に73万9,000円、合計で155万3,000円を6月補正予算に計上しておりますので、6月定例議会での御審議をよろしく願います。

以上、御荘文化センター夜間等開放事業について報告させていただきます。

○原田議長 ただいま説明がございましたが、何か御質問ございませんか。

石川議員。

○石川議員 要望書の中で、要望事項で、Wi-Fiの公衆無線LANの接続という要望がありますが、この予算の中に、整備費用の中に入っていないような気がするんですが、入るとるんですか。

○原田議長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 Wi-Fiにつきましては、今現在、文化センターでえひめFreeWi-Fiというのができておりますので、それを利用していただいたらいいのかなと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかに。

佐々木副議長。

○佐々木副議長 現在、これ一般に貸出しはしてないんでしょうか。また、今後貸出しする予定はあるんでしょうか。

○原田議長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 一般の、今の文化センターの貸館業務として一般の貸出しは行っておりますが、このような無料の開放というのは、今のところやっていないでございます。それで、もしこの事業が南宇和高校からの要望を一番に考えてやりましたが、実際にこの事業をすとなれば、広く一般の方にも使っていただきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 こういうスペースを要望していらっしゃる町民の方、たくさんいらっしゃるもので、とても喜ばれる案だと思います。ぜひ、学校からの要望書があったということなんですけれども、一般の町民の方からも意見を、要望などを募るようなことをしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○原田議長 生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 この事業につきましては、そのような機会はなかったんでございますが、この事業が軌道に乗り、その際に、またこの事業に対しての要望とか一般の方とかの意見がございましたら、それは取り込んで検討したいと考えます。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 私もこの件については、高校生が終わった後に、いろんな場所で保護者を待っている状況がすごく見苦しいと思っていましたんで、これ本当に大いに賛成なんですけれども、椅子の配置とか、そういったのを気軽に高校生が立ち寄りできて、図書勉強もできるし、それからちょっと親御さんとの待ち合わせ等々に、ちょっと待機できるような、そんなちょっと勉強しながら待てるような場所をぜひ設置していただきたいなというふうに思いますので、積極的に椅子の配置とか、そういったものも使い勝手いいようにやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○原田議長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 言われるとおり、居心地のよさというのも非常に大切だと思います。椅子と机についても、今回の予算の中では、備品購入費で上げておりますが、一人机とかそういうものも選んでおりますので、できるだけ気軽に立ち寄れるような配置等はまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 あともう一点、ここ文化センターの外には喫煙所が設置されていますよね。町民の方から、女性の方たちから、あそこ、夜間に女の子たちが連れ込まれたりとか、死角になって危険じゃないかという声を二、三、聞きました。これ、夜間、警備員の方いらっしゃいますけれども、屋外についても監視をしっかりとるか、喫煙所の撤去とかということもぜひ検討していただけたらと思います。

○原田議長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 文化センターの管理になりますと、御荘支所の管理になるんですが、今回、こちらのほうで計上している監視カメラ等も、そこら辺が把握、網羅できるような構成ができるようであれば検討したいと思っております。

以上です。

○原田議長 ほかにはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。続いて、4 番目、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）についての説明を。いいですか。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 保健福祉課からは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について説明をさせていただきます。

事業概要についてですが、この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、独り親世帯を除く低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。事業費については、全額国庫負担になります。この申請期限は令和 4 年 2 月 28 日までです。独り親世帯につきましては、実施主体が県となり、令和 3 年 5 月 11 日時点で 171 世帯、267 人分が支給済みとなっています。対象児童は、基準日時点で、18 歳未満の児童、障害児の場合は 20 歳未満が対象となります。町内での対象人数は、独り親を除く 1,787 人となります。支給対象者については、令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である方が対象となります。なお、児童手当の支給対象児童は中学生までとなりますが、第 3 子以降の判定において、同じ世帯における 18 歳までの児童が算定基礎として含まれており、この場合はこの (1) に含まれ、申請は不要となります。対象の (2) として、先ほどの (1) のほかの児童としては、児童手当受給対象のいない兄弟姉妹のいない 16~18 歳の対象児童の養育者、令和 3 年 4 月以降令和 4 年 2 月末までに出生した新生児が、この (2) の対象となります。新生児につきましては、自治体の判断により、申請を不要とする積極支給として差し支えないことになっておりますので、愛南町では、出生した新生児については、申請を不要といたしたいと思っております。これらの方の該当要件は、令和 3 年度住民税均等割が非課税である方、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和 3 年 1 月 1 日以降の家計が急変し、令和 3 年度住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方となります。家計急変者については、申請書等のほか、収入見込額の申立てという様式により提出が必要となります。こちらについては、令和 3 年 1 月以降の一月分の収入及び所得などから年間収入見込みを算出し判定することとなります。給付額は、対象児童 1 人当たり一律 5 万円です。予算についてです。令和 3 年 4 月児童手当及び特別児童扶養手当受給者から令和 2 年度住民税非課税世帯を抽出し、3 割程度加算した人数を計上するなど、全体で 220 人を見込んでいます。令和 3 年度の住民税については、確定前のため、前年度の税情報から算出をしております。給付金は 1,100 万円、事務費 30 万円を見込んで、事業費総額は 1,130 万円を計上しております。今後のスケジュールです。申請不要の対象者については、令和 3 年度の住民税確定後、速やかに対象者を抽出し、6 月末から 7 月初旬の支給を予定しております。また、申請が必要な方については、広報等、ホームページなどで周知を行い、申請月の翌月には支給する予定としております。

以上で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金についての説明を終わります。

○原田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質問ございませんか。

石川議員。

○石川議員 支給の支給日が、来年の 6 月と言われたと思うんですが、これ、今かなりしんどい状況にあると思われるので、支給日をですね、これもう早くできるような方法はないのか。そのあたりをちょっと御検討いただけんかなと思うんですが。

○原田議長 幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 支給につきましては、令和 3 年度の住民税確定後になりますので、来月 6

月からの支給を予定しております。

以上です。

○原田議長 石川議員、いいですか。ほかにはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。続いて、5 番目、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明を求めます。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 新型コロナウイルスワクチン接種事業について報告します。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守り、あわせて社会経済の安定を図ることを目的にワクチン接種を実施するものです。予防接種法に基づく臨時接種となります。現在供給されているファイザー社のワクチンでは 16 歳以上が対象となり、町内の対象者は 1 万 8,844 人となります。接種につきましては、国によって優先順位が決められており、現在は 65 歳以上の高齢者 9,498 人までの接種を進めています。現在の予約状況といたしましては、接種券の送付が完了している 75 歳以上の方 4,431 人のうち、5 月 18 日の全員送付後の時点で 3,404 人、全体で 76.8%の接種希望となっています。その後の申込者もありますので、さらに増加している状況です。実施方法についてです。接種は完全予約制で行っています。城辺保健福祉センターでの電話予約です。64 歳以下からは We b 予約での対応も可能としています。

予約受付につきましては、高齢者であることから、地域の実情を把握した職員のほうが安心して電話をかけやすいと考え、外注のコールセンターではなく職員による電話対応としております。We b 予約につきましては、接種券を 65 歳以上は当初 3 月中に発送するよう国からの指示がありましたので、We b 体制を整えることができませんでした。64 歳以下からは We b 予約にも対応できるようにしております。接種は医療機関での個別接種と町内 6 か所での集団接種で行います。6 月から毎週土曜日、日曜日に集団接種を実施予定しております。接種期間は令和 3 年 4 月 30 日から令和 4 年 2 月 28 日となっています。接種料金の自己負担は無料です。交通支援といたしましては、65 歳以上で集団接種会場までの交通手段のない方に対しては、土曜、日曜日にあいなんバスを臨時運行し送迎を行います。このため 3 ページのとおり、あいなんバスを運休させていただきます。また、高齢者や障害等により接種会場までの移動手段が困難なタクシーを利用される方に対しては、接種会場から自宅までの帰りのタクシー代を助成します。タクシー補助につきましては国の補助対象外となりますので、町単独事業となります。予算についてです。今回接種体制を見直しました。それにより、全体で 4,306 万 5,000 円を増額して、歳出全体で 1 億 6 万 5,000 円となります。主なものとしては、集団接種に係る医療従事者の報償費 1,677 万 5,000 円、各医療機関に支払う個別接種の事務手数料等の役務費に 1,001 万 7,000 円を含む全体での増額計上となっております。会計年度任用職員の給与、時間外等は総務課での計上となっておりますので、歳入が歳出を上回る計上となっております。今後のスケジュールについてです。65 歳から 74 歳の今後の接種券の発送予定です。対象人数は 4,476 人となっています。現在、5 月 27 分までが発送済みです。第 1 回の発送では、電話が繋がらないなど大変町民の皆様には御迷惑をおかけしました。今回からの発送は集団接種会場の時期に合わせ、地区別、年齢別での発送としております。今回は、まず集団接種の予約のみの受付です。全地区の発送が終了し、集団での受付が落ち着いた段階で個別接種の予約を一斉に受け付ける流れで進めていきたいと思っております。現在の接種状況です。接種は 5 月 27 日、昨日の状況で、医療従事者は全員 1 回の接種は完了しており、6 月中旬に 2 回目が全員完了する予定です。高齢者については、4 月 29 日にワクチンが供給され、翌日の 4 月 30 日から高齢者施設での接種を始めてきました。接種者数は、施設入所者を含み 1,223 人、12.9%の人が 1 回目の接種を終了しております。

2回目接種は94人となっております。これから高齢者の接種を加速していきますので、7月末までに高齢者の接種を完了する予定で進めています。16歳以上64歳までの方の接種につきましては、ワクチンの供給状況にもよりますが、高齢者のインフルエンザ予防接種が例年10月15日から始まりますので、それまでの9月末から10月上旬までには完了を目指したいと思っております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明を終わります。

○**原田議長** 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質問ありませんか。
金繁議員。

○**金繁議員** 2点ほどお願いします。

このワクチン接種の準備で大変お忙しいと思います。1点目は、この交通支援、大変いいと思うんですけども、防災無線で既に放送はされておるようなんですが、高齢者の方たちなので、やはり分かりにくくて、2、3日前も防災無線2回言うようにしてもらえんやろうかというような要望もありました。回覧板で交通手段について徹底して告知できるように準備されているかと思うんですけども、もう既にされたかもしれないんですが、されてなかったらぜひお願いします。

それから、もう一点、これも住民の方から、片道は子どもに連れていってもろたので、タクシー利用せんでよかったけれども、帰りは子どもが仕事やったのでタクシー乗らんといかんかったと、そういう場合にはタクシー券はもらえなかったみたいだということで、そこも往復利用するタクシーを利用する人に限るというのではなく、柔軟に対応していただけたらと思います。予算との兼ね合いもあるとは思いますが、御検討をお願いします。

それから2点目は、これ、命にも関わるショック症状があったりもするので、やはり個人個人の自由意思でされるものですよ。ただやっぱりコロナに対する恐怖心が広がっていますので、ワクチンを接種しない人に対する差別ですとか強要的なこと、発言などが出てくるおそれもあると思います。そういったことに対するそういう差別はやめましょうというような広報も併せてしていただけたらと思いますが、もう御準備されているかもしれませんが、まだでしたら、ぜひお願いします。

○**原田議長** 幸田保健福祉課長。

○**幸田保健福祉課長** まず、交通支援の周知の件についてです。現在、個別での医療機関での接種が始まっているんですが、高齢者ということで、前日にはお一人お一人に電話で周知をしております。何で来られますかということで、タクシーですといった方には、こういった券が使えますよということで、お一人お一人に声をかけさせていただいております。

また、集団接種で来られる方にも同様に、バスで来られるならこの時間ですよ、タクシーならこれが使えますよといったような周知のほうには努めています。また、6月の回覧のほうでは、全世帯に回覧板でこういう助成を行っていますという周知も努めるようにしております。それから、片道助成ということなんですが、ワクチンは、先ほど議員もおっしゃられたように、あくまでも御本人さんが受けるという、努力義務ではありますが、義務ではありませんので、接種を希望する方は原則、徒歩、バス、自家用車等により、自ら接種会場に赴くということが原則となっております。どうしても、高齢で難しい方もおられるかとは思いますが、今回、このような助成をしているので、行きは送ってもらえる状況にあったところでの分は、今回の対象とは、現段階ではしておりません。それから、3点目の差別的な発言っていうところですが、この件につきましては、たくさんの方が受けていただけているのはありがたいことなんですが、副反応、どうしてもまた体調等によって受けられない方もおられると思いますので、その辺も併せて町民の方にはお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

- 原田議長 池田議員。
- 池田議員 交通弱者の支援のことなのですが、これ、個別接種会場でも同じ扱いをされとるんですか。
- 原田議長 幸田保健福祉課長。
- 幸田保健福祉課長 タクシー助成につきましては、医療機関で接種される方も、集団接種で会場に来られる方も同じように券が使えるという状況にしております。
以上です。
- 原田議長 池田議員。
- 池田議員 それと、このタクシー利用に関してなのですが、もうちょっと調べてもらいたいのですが、負担金・補助金対象になるということで、障がい等により真にやむを得ず個別に送迎を必要とする者への送迎については、補助対象というような指導ありますか通達というのは出てないですかね。
- 原田議長 幸田保健福祉課長。
- 幸田保健福祉課長 補助の対象となるのは、完全にその車を借り上げた場合という条件があります。それで今回うちがしているような形では補助にならない、一日その車を借り上げた場合に補助の対象になるというふうに理解しております。
以上です。
- 池田議員 はい。分かりました。ありがとうございます。
- 原田議長 尾崎議員。
- 尾崎議員 いずれにしても、たくさんの人に予防接種を打っていくわけですけども、どうしても、なきにしもあらずで副反応が出る場合があるかと思えます。そういったときの町としての対応については、考えられておるのでしょうか。
- 原田議長 幸田保健福祉課長。
- 幸田保健福祉課長 副反応につきましては、ある程度、今の現在のファイザー社の分では副反応が出るというところ、報道でも出ているかと思えます。それにつきましては、接種後に待ち時間 15 分ありますので、その中で住民の皆様には説明をしていきたいと思えます。そしてまた、愛媛県のほうにも要望して、今、相談窓口が 24 時間のコールセンターというふうになっていますので、そちらのほうについても案内をしていきたいと思えます。町内においては、県立南宇和病院が副反応の受血病院として指定をされております。
以上です。
- 原田議長 嘉喜山議員。
- 嘉喜山議員 現在の申込み状況が 4,431 人中 3,400 人程度ということなのですが、残りの 1,000 人、今後、何か催促というか通知して促すというか、そういうことは考えられていないのでしょうか。それと、実施方法で、Web 予約となっていますけど、その辺についてもうちょっと詳しく説明をお願いします。
- 原田議長 幸田保健福祉課長。
- 幸田保健福祉課長 まず、一点目の接種勧奨についてですが、75 歳以上については、接種券全員完了している段階での 5 月 18 日現在での状況ですので、その後も希望者は随時受付をしていますので、希望されたら 2 月 28 日の間では受けられるという状況ですので、随時受け付けるということで、特別にもう一度周知というところは現在の段階では考えておりません。二点目の Web 予約についてです。64 歳以下の接種券には、対象者ごとに予約 ID、パスワードの QR コードを印刷した接種券としております。この QR コードをスマートフォンで読み取っていただき、Web 予約にログインをするという流れで、特に従来の Web 予約の中で番号を間違えたとかそういった報道がありましたが、そういった個人情報とか番号とかを入れることは一切必要なく、できるような形で進めております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので。

幸田保健福祉課長。

○幸田保健福祉課長 すみません、追加で報告させていただきます。手段接種の会場が増えたことで、集団接種の全体のシミュレーションを確認する計画をしております。今週の日曜日、5月30日にこの本庁を使つての訓練を実施し、全体の流れ、会場の配置の仕方、そういったところをスタッフを交えての検討を予定しておりますので、報告をさせていただきます。

以上です。

○原田議長 それでは、この件は終了いたします。続いて、6番、町道樫月竹倉線の新規道路改良事業についての説明を求めます。

濱建設課長。

○濱建設課長 建設課から、町道樫月竹倉線の新規道路改良事業について説明をさせていただきます。

まず本事業の目的としまして、南海トラフ大地震など津波を伴う大地震の発生が高い確率で予想されております。東日本大震災を初め過去の大災害での悲惨な教訓を踏まえると、本町においてもその対策は急務と言えます。本町西海地域の一部の町民は、旧西海中学校を防災拠点としており、万一大地震が発生した際は、図の下側にある町道久良船越線を利用し避難することになります。現在、その避難場所である旧西海中学校は、そのすぐ上を走る県道平城高茂岬線とは接続されていません。今回、この標記計画路線、赤で印してあるところについて、旧西海有料道路を新規改良工事する際に作業道として使用されていた道路でございます。現在は、木々が生い茂り通行はできませんが、これをベースにしまして新規改良工事を考えています。この新規町道改良を実施することは、多重防御の発想により、避難した町民を必要に応じ県道側に促すことができる上、避難場所に物資を届ける緊急輸送道路として活用できることから必要と考えまして、本事業を計画するものでございます。今回の予算要求額は、測量設計委託費850万円です。内容としましては、先ほども述べたとおり、赤線で示している旧西海中学校から県道平城高茂岬線を結ぶ道路でございます。概略の延長につきましてはおよそ300メートル、幅員は3メートル(4メートル)です。計画期間は令和3年度から6年度を予定しており、供用開始の目標は令和6年度を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○原田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質問ございませんか。

吉村議員。

○吉村議員 今の担当課長に聞くのはあれなんですけど、給食センターを造るときに、中野議員だったと思うんですけども、一般質問やなかったかね。給食センターを、これ合併したときに、してからここ西海中学校、これ2億円かけて防水工事したんですよ。それで、それから一切使わんということで、給食センターを造つくる前に、有料道路からこの線をつないで、ここを活用したらどうかという提案が、当時中野議員からあったはずなんです。そのとき、理事者の回答はできないと。土地が全く相談できないんで、できないということだったんですけど、あれから数年たって、これ今回できると、どういうことですか。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 申し訳ありません。その前段の給食センターのときのことにしましては、私、存じ上げておりませんでしたけど、今回この地区からの要望もあり、地権者にあらかじめ打診をしたところ、好感触だったものですから、今回上程させていただく予定でございます。

以上です。

○原田議長 いいですか、吉村議員。

○吉村議員 今の建設課長に聞いても、これ、今の分はそれは了解なんですけど、反対で言っているんじゃないかと、当時そういうふうにして活用の方法を提案したはずだったんですけども、駄目だという回答で、旧西海中学校は2億円の、先ほど申しましたように防水工事をただけで、一切使われてないという現状なんですけど。

あれ、当時大分ここを活用してくれという、西海の地区の人からも何とかここを活用する方法はないかという話も出とったんですよ。耳に私らもしました。だけど、どうしても相談ができないと、この下りる道がですね。グラウンドと今のこのコースだったかどうか知りませんが。という回答だったんですけど、これ、今の担当課長に聞いても駄目なんで、これ、町長、覚えてないですか。忘れちゃったか、済んだことは。

○原田議長 清水町長。

○清水町長 お答えします。

今、吉村議員が言われたことですね、当時、土地が譲ってもらえなかったという答弁だったですかね。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 いや、地権者の相談が、したけども駄目だということだったんで、今回、その相談できて、これはだから言うように反対するわけじゃないんですけど、いいことなんですけども。あのときにできとったら、また違ったのになと思うて、これ協議会ですから、質問しただけです。ということは、これでオーケーやということですね、もう。はい。

○原田議長 ほかにございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 2点あります。

まず、これ西海地域の一部の町民が、旧西海中学校を防災拠点とするということなんですけれども、この一部の町民はどこかの地区の何名に上るのかということ。

それから、これは令和3年度から令和6年までの計画期間で道路を新設改良するということなんですけど、予算要求額としては、測量設計委託料の850万円のみが示されています。やっぱりこれ全体像、何億何十億円かかるのかという全体像が見えなければ、審査できないですよ。それは出してもらえますか。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 お答えします。

まず、1点目の一部の住民というところですけども、今回、この資料にあります「津波を伴う大地震の発生が」というふうに表記しておりますので、津波を伴う大地震というところで説明をさせていただきます。

津波を伴う大地震で西海地域の方々が避難する箇所が、今回調べたところ、西海中学校の校舎、体育館、グラウンド、そしてその横にある保健福祉センター、そして船越小学校です。船越小学校以外のところが、いわゆる旧西海中学校の周辺に避難するということになります。仮に船越小学校の周辺の地区となりますと、船越、久家、下久家、この方々が船越小学校に避難したとすると、291戸、532人の方が船越に避難すると考えられます。それ以外の方々が越田、弓立、小浦、樫月、垂水、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊、内泊、この方々がこの旧西海中学校、そしてその周辺を利用するというふうと考えられます。この方々の世帯数は688戸、1252人がここを避難する先と考えられます。

続いて、先ほどの質問の令和3年度から6年度までの予定で、今回850万円の測量設計のみの計上というところについては、今回、概算で測量設計を出さしていただき、850万円と

算出しております。そして今のところ、この旧西海有料道路が新規改良工事をするときの作業道が今でも存在するのですけれども、ここを利用してというところで、この赤く記しているところのちょうど西海中学校に下りるところが少し勾配がきつく、この850万円の中で、まずはどのぐらいの作業規模になるか、道路の建設工事費が幾らになるかというものを算出させていただいて、そのタイミングで補助金の請求も考えておりますので、今回は測量設計の850万円のみ計上とさせていただきます。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 では、事業としては、これ6月議会に出されるんですかね。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 そうです。

○金繁議員 じゃ、事業としては、測量設計の850万円の事業として出されるんですね。

○濱建設課長 そうです。

○金繁議員 建設費は、じゃ入ってこない。

○濱建設課長 入りません。

○金繁議員 分かりました。

でも、3年から6年度まで3年間、おおよそのやっぱり何億円なのか何十億円なのかというのは、やっぱり出してもらわないと、この測量だけで850万円も結構な額です、このコロナのみんな住民が困っているときに。ですから、やっぱりそこはある程度推測できる数字を出してもらわないと審議は難しいと思いますが、いかがですかね。

○原田議長 濱建設課長。

○濱建設課長 今のところ、この工事費が、先ほども申し上げたように、この赤い線が予定どおりになるかというのが、私どもではちょっと推測がちょっと難しいところであります。先ほどの勾配の問題です。ですから、今回は850万円の設計委託費のみなんですけれども、精査して、こちらのほうがつかめる範囲内ではお答えしたいと思うのですが、今のところはちょっと不透明です。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

中野議員。

○中野議員 この予算規模なんですけど、幅があってもいいと思うんですよね。そんなに精査して、設計してないのに金額も出るわけないんで、どのあたりからどのあたり、大まかちょっとぐらい外れても、大まかにどの程度かという概算でいいんで、そのあたりはやっぱり出していただいたほうが審議しやすいと思います。

それとですね、これ避難するのに、福浦湾地区の世帯をみたいな話やったんですが、これ津波来たときに、福浦地区からここに避難するのはもう、例えば道路が寸断されたとかなんとかいうと、ほぼ使えん状態になるんですが、そこらあたり、福浦湾地区をあれして、じゃ道路はそんな津波が来たら、道路なんかはほぼなかなか復興するのという、それまでいうと、ちょっと何か現実的に津波が来た場合、随分とこう海岸ばたを歩いていかんといかんで、どこの道路を歩いて避難、早急にはできんでしょう、もしも津波が来たら。すぐにじゃ津波が引いたから、道路をどんどんどん避難してくださいというわけにはいかんのかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○原田議長 守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 防災対策課の守口です。よろしくお願ひします。

今の質問なんですけど、確かに福浦のほう、地震が来た場合に津波の影響で道が寸断され孤立するおそれがあります。その場合、確かにすぐに、まずは高台のほうに避難をするんです

けど、その後すぐ、この西海中学校の方面に移動するという事は、確かに道が開通しない限り難しいと考えております。で、その間に、ある程度の方については、消防防災ヘリであったりヘリのほうでピックアップなどをして空輸をある程度できればと考えております。そのヘリについても、ピックアップで福浦からヘリのほうに引き上げて、そしてこの西海中学校のグラウンドに下ろして、西海の今言いました西海中学校の体育館、校舎で、西海保健センターのほうに取りあえず避難をしていただくように、今のところ考えております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この案件は、西海だけなんですけど、愛南町全体の南海トラフに対する道路も含めて橋梁も含めて、グランドデザインの中に、これがこの部分ですよということであれば分かりやすいんですが、例えば内海なんかは、避難場所が魚神山の人も一般質問で言わしていただきましたけど、菊川の小学校が避難所なわけですよ。これ、こういうことが。

○原田議長 石川議員、ちょっと今、これ道路のことなんで、あとすぐ南海トラフの地震の関係がありますので、そのときに。

○石川議員 わかりました。

○原田議長 ほかにありませんかね、この件について。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、続いて、7番、南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応等についての説明をお願いします。

守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 防災対策課より、南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応等について御説明いたします。資料7の①のほうをごらんいただきたいと思います。

令和元年5月に、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更により、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体等の防災対応が定められ、気象庁では南海トラフ地震臨時情報の運用が同時に開始され、想定震源域内の異常な現象を観測した場合に南海トラフ地震臨時情報が発表されます。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の本町の対応は、愛南町地域防災計画にも記載しておりますが、今回、事前避難対象地域の設定を行い、災害対策本部の設置や避難情報の発令、住民への周知啓発等の詳細について規定した南海トラフ地震臨時情報防災対応マニュアルを策定し、対応に当たるようにしております。

南海トラフでは、資料1枚目をごらんください。1枚目の中段にありますように、過去に想定震源域の東側と西側で、時間差で大規模な地震が発生した事例があります。異常な現象としましては、資料1枚目の下段から2枚目の上段にありますように、半割れケース、一部割れケース、ゆっくり滑りケースの3通りがあります。まず、①の半割れケースについては、プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合、②の一部割れケースについては、マグニチュード7以上マグニチュード8未満の地震が発生した場合、③のゆっくり滑りケースについては、通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合になります。

次に、3ページ上段の臨時情報発表の流れをごらんください。南海トラフの震源域またはその周辺でマグニチュード6.8程度以上の地震の発生と、南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくり滑りが発生した可能性がある場合などが観測された場合、気象庁では南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表し、有識者から成る南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会により、起こった現象について、プレート境界のマグニチュード8以上の地震の場合の先ほどの半割れケース、マグニチュード7以上の地震の場合の一部割れケース、そしてゆっくり滑りのケース、それと条件を満たさない場合の4つの評価結果を出します。この評価結果により、半割れケースの場合は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警

戒)、一部割れケース、ゆっくり滑りの場合は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、それ以外の場合は南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されます。

臨時情報の(調査終了)が出た場合は、それ以降の防災対応はありませんが、半割れケースにおいて(巨大地震警戒)が発表された場合は、本町の対応としましては、資料4ページの下段のほうにありますように、この半割れケースで発生した地震から1週間は、後発地震に備えて、災害対策本部体制で厳重な警戒を行います。

それと今回、事前避難対象地域を設定しており、資料5ページのほうをごらんください。事前避難対象地域に対しては避難指示等を発令し、津波からの事前の1週間避難を求めます。事前避難対象地域は、津波浸水時間や避難可能距離等により住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域に分けております。この設定については、県が作成した津波浸水想定図を基に、避難に一定の時間が必要な要配慮者や、避難所が遠いところにある地域については、事前に避難することで、安全性を大きく高めることができますので、後発地震が発生してからの避難で間に合うか否かだけではなく、事前に避難することが望ましい範囲はどこかという観点で、国のガイドライン、県の指針に基づき、事前避難対象地域の検討を行い、設定をしております。住民事前避難対象地域については、県が作成した津波浸水想定図を基に、20分以内に30センチの浸水が想定される区域が存在する地域を住民事前避難対象地域としております。資料5ページにありますように、城辺地域、一本松の満倉、西海地域については、その地域になります。それと、由良半島の網代から平簗については、20分以内に30センチの浸水想定地域ではないのですが、先ほども出ました避難所までの距離等を考慮して、住民事前避難対象地域として設定しております。また、20分~30分の間に浸水が想定される地域のうち、要配慮者の夜間の避難可能距離や、避難所までの距離等により、内海の須ノ川、柏、柏崎、御荘の馬瀬の一部、防城成川、赤水、高畑、そして中浦方面を高齢者等事前避難対象地域に設定をしております。想定震源域内の東側で、半割れケースの大きな地震が発生し、本町でも津波警報等が発表され、沿岸部に避難指示を発令している場合は、この津波警報が津波注意報に切り替わった後、後発地震に備え、改めて事前避難を呼びかけていきます。町民への周知については、広報あいなん等で周知するほか、今後開催予定の自主防災会の総会や、地域での防災学習会等で周知を行っていきたくと考えております。また、事前避難対象地域の住民避難のための避難所の確保、運営等については、南海トラフ地震臨時情報防災対応マニュアル等に今後反映させていきたくと考えております。

以上です。

○原田議長 課長、その警戒レベルの件は、続けて。

○守口防災対策課長 すみません、そうしたら、続けて、資料のもう一つの7の②のほうをごらんください。マスコミ報道等で、既に御存じのことだと思っておりますが、災害時の避難情報を変更する改正災害対策基本法が可決、成立し、今年20日から施行されております。主な改正内容は、大雨等の警戒レベルで、警戒レベル4に、今まで、避難勧告と避難指示が混在しており、災害時に本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難しない方が多いため、資料にありますように、避難勧告を廃止して避難指示に一本化します。新しい避難指示は、これまでの避難勧告発令のタイミングで出します。避難指示の発令は、大雨の土砂災害であれば、大雨警報が発表され、その後、土砂災害の危険度が高まったとして、土砂災害警戒情報が発表される場合などに、ある程度、地域を限定して、避難指示を出します。それとその下の警戒レベル3の高齢者等避難の発令については、夜間から翌日早朝にかけて、大雨警報等が発表される可能性があるなど、災害のおそれがあると判断した場合などに、避難に時間を要する高齢者等が安全なタイミングで、早めの避難ができるように、高齢者等避難を発令します。レベル5は、従来の災害発生情報では取るべき行動が分かりにくいなどとして、今回、緊急安全確保に変わりました。これは、大雨特別警報が発表された場

合や、災害が発生し、もしくはまた切迫している状況のときなどに、この緊急安全確保を発令する場合があります。この施行に合わせて、従来の愛南町避難勧告等の判断・伝達マニュアルを避難情報の判断・伝達マニュアルとして改正しておりますので、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、ちゅうちょすることなく避難情報を発令し、速やかに町民に伝えていきたいと考えております。町民への周知については、現在CATVで放送をしておりますが、広報あいなん 6月号に合わせて、このチラシを配布し、また、地域での防災学習会等で周知を行っていききたいと考えております。

以上です。

○原田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質問ございませんか。

少林議員。

○少林議員 トップのほうが、大変丁寧にいろいろなことを考え、そしてこれもう指示の避難も、とても分かりやすくなって、町民に分かりやすいなというふうに思います。私も、今のところに例えば 13 年ぐらい住んでおりますが、個人と、町が一生懸命やっていたら、トップのほうがやっていたら、下りてきてないというか、共助のほうが今、全然、今まで住んでいて、自分らのところもいろいろ聞きますけれどもありません。ぜひ、そっちのほうも、そのときは近所の力がとても大事になると思いますので、そっちのほうをさらにやっていただいたら、私たちも頑張って動きたいと思います。

よろしくをお願いします。

○原田議長 守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 各地域、自主防災会もありますので、昨年からは、ちょっとコロナの関係でなかなか地域に出向いていろいろ話し合う機会というのがちょっと少なかったんですけど、できるだけ、各地域に行きまして、危機管理専門官もおりますので、また、そういう共助なりそういうところについても、いろいろと皆さんと話し合いながら、防災対策について考えていきたいと思っております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 ぜひよろしくをお願いします。あちこち聞きますけど、共助のほうの話、自主防災会下りてきてません。単発的、イベント的な自衛隊が来てなんとかってのはありますが、よろしくをお願いします。すみません。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 今の班わりのほうのケースなんですけど、ちょっと見よったら、事前避難対象地域、御荘地域ですけど、平山、菊川方面載ってないんやけど、それと深泥、やはり海に面しとるんやけど、何で載ってないんやろ。記入漏れなんやろか、どうなんでしょうか。

○原田議長 守口防災対策課長。

○守口防災対策課長 まず、菊川については、先ほどの浸水想定区域図で 30 分以内に浸水する、20 分ではなくて 30 分以内に浸水する区域が、一部海岸部のほう、入っております。ただ、高齢者等の夜間の避難距離で、ある程度計算というか地図で設定はしたんですけど、その前に、ある程度避難ができると。これは実際、中浦方面の夜間の避難としては、可能であるということではあったんですけど、中浦方面については、避難所がかなり遠いところにあるということで、なるべく早い避難をということで考えております。平山も同様です。あと深泥についても、海岸部に 30 分以内に浸水する地域はあったんですけど、そのあたりはちょうどなんぐん館の前のほうで、一応中間まではその地域には入っていませんでしたので、今回はのけております。

以上です。

○原田議長 ほかにございますか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、この件は終了いたします。ここで暫時休憩いたします。3 時 10 分から再開します。

(休憩)

○原田議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、8 番目、旅券事務の不適正処理について説明を求めます。

中田町民課長。

○中田町民課長 それでは、町民課から、旅券事務の不適正処理について御報告させていただきます。資料の 8 をごらんください。

初めに、1 の本件の経緯であります。令和 3 年 4 月 6 日午後 3 時頃、相手方が新規旅券の申請を申請した際、有効期限が切れ失効している旅券を持参していましたので、その旅券を相手方に還付するため、職員がせん孔機で穴あけ処理を行いました。同日、新規旅券の申請を終えて帰宅していた相手方から、還付処理された旅券に貼り付けされた有効期限が残っているビザに穴が空いている旨の連絡がありました。ビザの有効性を確認するため、ビザ発給機関であります米国総領事館に相手方からビザの画像データを送信してもらい、領事館からの連絡を待つこととしました。翌 4 月 7 日午前 9 時 30 分頃、領事館からの連絡により、ビザの顔部分に穴が空いていることから、ビザは失効状態であると連絡がありました。相手方は、大阪の米国総領事館において新規ビザの発給を受けた後、米国へ渡航している最中ですが、新規ビザの発給に要した費用 7 万 3,188 円を賠償することを了承いただいております。町は、損害賠償の支払いに関して、全国町村会総合賠償補償保険の手続きを行っております。次に、2 の有効ビザを失効させるに至った原因についてですが、有効期限が切れて失効している旅券を名義人に還付する際には、一般旅券処理基準に基づいてせん孔等の処理を行うことになっておりますが、職員の処理基準に対する理解、認識の把握が不十分であったことにより、旅券に貼り付けされていた有効ビザの確認を怠ったことによるものであります。次に、3 の今後の対応であります。地方自治法の規定に基づいて、損害賠償の和解についての専決処分の報告と承認を求めることについての議案を、6 月議会に上程させていただきますので、よろしく願いいたします。最後に、再発防止についてであります。何より、職員自らが、より一層の自己研さんに努め、旅券事務取扱い規定を十分に理解、把握した上で、業務を遂行することを強く促すとともに、旅券の名義人に対して旅券内部の状況を直接照会すること、また、還付処理を実行する前には、必ずほかの職員に処理方法や手順を伝え、審査、確認を受けることを徹底して、再発防止を図っていく所存であります。このたびは、職員が起こした不適正な事務処理によりまして、相手方はもとより、議員各位に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに対しまして、おわびのほうを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

報告は、以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。質疑を受けます。質問ございませんか。

中野議員。

○中野議員 これはもうこういう特別な処理をする場合に、旅券とか国民年金とかあるやないですか。これ、認識に不足しない職員というのは、1 人しかおらんの、複数体制でやっているんですか。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えします。

まず、旅券の事務についてでありますけれども、現時点で、事務分掌として、この職務を与えているのは 1 人で行っております。といいますのも、ほかの年金、あと窓口の住民票で

あるとか印鑑証明、戸籍につきましては、複数人、だれでも対応できるような形で相互がダブルチェック、交付する前には必ず別の人間に確認をしていただいて交付を行っているところでありますけれども、旅券につきましては、まず件数が非常に少ないこと、今回、旅券自体は失効していたにもかかわらず、旅券内部に貼り付けされておりましたビザが有効であった、そのビザにつきましては、現在、日本のパスポートであれば、ほとんどの国でビザが必要のない外国渡航というのが実現されておるところです。今回のケースにつきましては、外国で就労されている方でしたので、パスポートそのものはもう既に失効しているにもかかわらずビザが有効であったというところで、本人のほうもそのあたりを見落としてしまったというところで、今後は、先ほど中野議員が言われましたように、とにかく1人であれば、今回のように1人で処置したら今回のようなケースを引き起こす可能性がありますので、先ほども今後の再発防止というところで御説明させていただきましたけれども、複数人、必ず事務を複数、もう1人、2人ないし事務のほうを取得を行うようにしまして、ダブルチェックをかけて再発防止を図っていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 旅券なんか書き換えいくときに、割とちょっと待ってくださいねて、1人対応しておりますいうて、あまり複数おられるようなときがないんですよ。国民年金あたりでもそうですし、ちょっと担当の者がいうと、割とほかの人はいるけど、これ、町民課という一番のもう住民サービスをするところですから、せめて複数単位で、1人されていたら、もう1人ぐらいが対応できるぐらいの複数の人が、いつもではなくても余り処理がない案件ではあっても、住民サービスですから、複数でやはりもう1人がおられない方は、じゃ私のほうでというような複数体制でやるべきではないかと思うんですが。その辺、もうちょっと町民課の中でそういう勉強をされて、複数体制でやられたら、住民サービスもまた待たずに、行くと、大体何かめったに来んというても、何かちょっと対応してますんでいうことがあって、ほぼ行くと、待っていることが多いような気がするんですが、ぜひそのあたりもう一回。

○原田議長 中田町民課長。

○中田町民課長 お答えします。

まさに中野議員のおっしゃるとおりであります。中野議員からの御提言も踏まえまして、町民課のほうで迅速に、適切に、そのあたりを対応していきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、9番、愛南町小山地区における太陽光発電事業に伴う不許可処分についてを説明をお願いいたします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、環境衛生課から、愛南町小山地区における太陽光発電事業に伴う不許可処分についてを、資料9に沿って説明いたします。本件は、去る令和3年3月19日に開催されました議会において訂正資料をお示しさせていただきましたが、新たに当選されました議員各位には説明できておらず、また再選されました議員各位については改めての説明となり大変申し訳ございませんが、資料に基づき報告させていただきます。本件は、小山地区において令和元年9月に太陽光発電事業者から審査依頼書が提出され、同月中旬に審査結果通知書により許可書を交付しておりましたが、令和2年1月下旬に地区

の住民と思われる方から事業申請箇所の現場確認の依頼があり、担当課が現地を確認し、課内で協議した結果、造成工事により、災害の発生及び生活環境への被害のおそれがあるなどの理由により、2月下旬に申請事業者に対して、事業不許可の行政処分のお知らせを郵送しております。その後、9月初旬に申請事業者が来庁され、不許可理由について疑義があるため、経緯の説明を求められ、あわせて事務手続上の不備などの指摘を受け、不許可処分の取消し及び質問に対する回答書の提出依頼がありました。その依頼に基づき、申請事業者からの不許可処分の取消し及び質問に対して、内容を課内で精査するとともに、不許可処分に至った経緯の事実確認を当時の担当課長と担当者に行い、また顧問弁護士からの助言等を参考に協議、検討した結果、不許可理由とした事項は存在しなかったとの結論に至り、同月下旬に不許可処分の取消し及び質問に対して、不許可処分取消通知書と質問の回答書を郵送しております。その後、回答書の内容について追加質問等があり、2度、回答書を郵送しておりますが、11月中旬に申請事業者が来庁され、町長室において町長を初め関係職員同席の下、今回の不許可処分についての経緯や、これまでの質問及び回答について確認、協議を行いました。2ページ目に移りまして、また同月下旬には町長を初め当時及び現担当職員の計6名で申請事業者へ謝罪に行き、同月27日に最終回答書を郵送しております。ここまでが、以前お示した資料と同様となります。その後、令和3年3月末には副町長、総務課長及び私の3名で事業者を訪問し、副町長が就任後初めてということもあり、改めて謝罪と補償に向けての話合いを行いました。お互い補償金額の提示は難しいことにより、交渉は平行線の状態でありました。町としては何とか現在の状況を前に進め、事態の進展を図りたいことから、弁護士と協議した結果、当事者間では無理なことが多いとのことから、今後は専門家である弁護士を補償交渉の代理人として依頼する必要があるということで、4月末に開催された臨時議会終了後において報告させていただきました。その報告後、顧問弁護士の紹介により、同じく宇和島市の弁護士と5月初旬に補償事務に関する委任契約を交わし、それを受け、5月中旬には事業者に対してその旨を通知するとともに、受任弁護士からも受任通知を送付していただいております。今後は、受任弁護士に交渉に向けて事務を遂行していただき、誠意を持って事業者への補償対応を進めていきたいと考えております。なお、今後も状況につきましては、随時、報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが報告させていただきます。

以上です。

○原田議長 ただいま説明が終わりました。質疑を受けます。質問ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 そしたら、5月6日に事業者との補償交渉等に関する事務の弁護士の委任契約を結んだということですね。弁護士との委任契約というのは、当然、着手金が発生するかとと思うんですけど、それは既に幾らお支払いになったのか、それは町の予算から支払われているのかお答えください。

まず1点です。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 速やかに交渉に向けての事務を遂行するために、契約時に必要な着手金、これ約22万円になりますが、のみを予備費を活用させていただき、まずは委任契約を締結させていただいております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 取りあえず着手金として弁護士さんに22万円予備費から支払ったということですが、これから弁護士さんが動かれるたびに、また、書類を作成したりいろんな費用が発

生してきます。それを大体幾らぐらいと見積もっていらっしゃるのか。裁判になるかによって、また全然違うと思うんですけど、和解の場合、裁判の場合、どういうふうに考えていらっしゃるか。それもまた予備費の中から出す御予定なのかお聞かせください。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。

最終的な弁護士費用につきましては、本件が全て確定した経済的利益を基に、額が確定するような契約となっております。よって、その折に予算を改めて要求させていただき、また議案等を上程させていただいてお願いしたらという考えでおります。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 急で申し訳ありません。本日は、不許可処分についての報告のみの予定でしたが、令和3年5月26日水曜日の愛媛新聞に掲載されました再エネ条例不備について、ちょっと資料のほうで準備間に合いませんでしたが、この場をお借りしまして報告させていただきます。まず、条例の一部改正に伴い、附則に反映していなかった経緯につきましては、本来であれば、御指摘される前に気づき、修正すべきところでありましたが、私を初め担当課として確認不足に尽きると痛感しております。このたびは大変申し訳ございませんでした。

(立礼)

○山本環境衛生課長 それでは、新聞の内容について御説明いたします。着座にて説明いたします。本条例は、当初、平成28年12月議会において承認を受け、平成30年3月及び同年12月に一部改正を行い、現在に至っておりますが、平成30年12月の一部改正時において、新たな条項の追加等による条ずれに対して、附則に反映されていなかったことが対象条項である「指導、助言又は勧告」及び「公表」について、条例の適用を受けていない発電事業に対して、関係条項の適用ができない状態となっております。今後につきましては、6月定例議会にて改めて本条例の一部改正の議案を上程して対応したいと考えております。簡単ではございますが、担当課からの報告とさせていただきます。

以上です。

○原田議長 ただいまの件について、何かございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 現課長のミスではないので気の毒なんですけれども、ちょっと確認なんですけど、これは条例とか改正する場合に、今、顧問弁護士さんとかにチェックしてもらおうとか、そういうチェック体制はどうなっているんですかね。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 これは、現担当課のほうで作成しまして、総務課のほうを経由し、こういう条例の審査機関である業者のほうにお願いして、審査のほうは受けております。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。ないようですので、この件は。

吉村議員。

○吉村議員 これ、当時、議決機関の我々も議決してるんで、我々にも責任の一端はあるんですけども、3月の一般質問の中で、全て回答の中では、弁護士等法令の機関に相談しとるという回答があったし、今もあったんですけど、これ、事実あったんですか、これ。それで機関にこれ出してやったんですか、当時。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。審査関係課また審査機関にこれ確認したところ、審査依頼はしておりました。ただし、本課を含め、全ての機関等のチェック漏れが生じたため、このような事態となってしまいましたこと、大変申し訳なく感じているところでございます。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 ちょっと意味分からなんなんですが。今の意味がちょっと分からない。これだけチェック機関に出して、受けたと。

○原田議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 審査機関のほうに提出して、審査のほうを受けております。

以上です。

○原田議長 少林議員。

○少林議員 このときの事件のことは分かったんですけど。すいません。言葉を間違ったかもしれません。

(発言する者あり)

○少林議員 新聞では、これと同じようなことが、もう一つ前にも、もう一度あったという、以前にあったというのがありました。それに関しての報告みたいなのはもうないんでしょうか。

○原田議長 この間報告したんやないの。この前、報告したでしょう。

○少林議員 それは終わってます。

○原田議長 そうです。ほかにはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、この件は終了いたします。

それでは、続いて、10 番目、「ぎゅぎゅっと愛南夏の陣」の代替事業についての説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。資料 10 をお開きください。

商工観光課から、ぎゅぎゅっと愛南夏の陣のイベントの代替事業について御報告をさせていただきます。今年度も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、昨年を引き続き、ぎゅぎゅっと愛南夏の陣は、十分な感染対策が取れないため、開催が困難と判断をいたしました。このイベントは、町や漁協、農協、商工会等で組織します食のイベント実行委員会が開催をしており、愛南町の食を通じて、愛南町の魅力を発信することを、大きな目的としております。実行委員会では、イベントの代替事業①としまして、愛南町の夏の食の魅力を、料理を通じて発信することといたしました。中段の番組概要をごらんください。番組名は、仮称「あいなんレストラン」として、7月下旬から8月末まで、全4回をテレビ愛媛にて放送予定としています。また、代替事業②のドライブ・イン・ぎゅぎゅっと愛南！夏の陣につきましては、コロナの感染対策の状況を見定めまして、実施できるか、継続審議の状態です。

以上が、ぎゅぎゅっと愛南夏の陣の代替イベント事業についての御報告です。

以上です。

○原田議長 ただいま説明がございました。質疑を受けます。質問ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 ぎゅぎゅっと愛南の代替案ということなんですが、これ、テレビ愛媛と共同でされるようですが、事業費はどのぐらいなんですかね。そしてまた、効果はどういうふう

見込んでいらっしゃるのかね。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 代替の事業につきましては、テレビ番組の①のほうと、それからドライブ・イン・スルーイベントのほうにつきましては、別々で予算を考えております。②のドライブ・イン・スルーイベントにつきましては、実施ができるかどうか分かりませんので、テレビ番組のほうの分だけ先に契約のほうを進めさせてもらったということで、予算額につきましては、348万9,640円で契約する予定にしております。効果測定につきましては、番組の後、レシピのほうも町のほうに頂けるといいますので、これを町の飲食店並びにホームページ、広報等でも御紹介して、町のほうにも波及できるような仕組みにしたいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 もう一つだけ。350万円近くも、これ全部外に出ていくお金ですから、しっかり有効に使っていただきたいと思うんですけども、例えば番組の最後に、レシピもらうだけじゃなくて、例えばふるさと納税の紹介とか、今、商工会もインターネットで販売始められましたよね。そういうところでも買えますという、しっかりとしたリンク、電話番号はこちらみたいな、通販のああいうこともぜひやっていただけたらと思うんですけど。考えていらっしゃるかとは思いますが、一応確認させていただきます。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 テレビ愛媛とは今後今から打合せをする予定にしておりますので、その辺も盛り込めるように進めたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、11番、令和3年度愛南町新型コロナウイルス感染症対策事業についての説明を求めます。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 企画財政課から、令和3年度愛南町新型コロナウイルス感染症対策事業について報告させていただきます。資料1をごらんください。最初に、1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、愛南町の交付限度額は、1億3,606万6,000円となっております。この交付金は、地域の実情に応じて実施する事業の財源に充てられることから、新たな対応支援事業の実施、既存事業の拡充や財源更生を必要に応じて行うこととしております。次に、2の新型コロナウイルス感染症対策事業の概要についてですが、臨時交付金を活用し実施する事業は10事業を見込み、事業費は3億2,972,000円となっております。所属ごとの内訳としましては、農林課1事業、水産課2事業、商工観光課6事業、学校教育課1事業となっております。臨時交付金を活用した事業の概要は、事業実施担当課から後ほど説明させていただきますが、9ページに、この10事業以外にこれまで予算措置をしております主なコロナ対策事業を一覧にまとめておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。それでは、臨時交付金を活用した事業の概要を、農林課から順に説明させていただきます。

○原田議長 吉村農林課長。

○吉村農林課長 失礼いたします。まず、3ページ、資料1をごらんください。

農業経営セーフティネット加入促進補助事業(農業共済支援事業補助金)につきまして、農林課より御説明をさせていただきます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染

症拡大の影響を考慮し、また今後起き得る自然災害等によります農業収入の減少による経営不振等の立て直しに備えるためを目的とする、農業共済保険が負担する保険料や共済掛金の一部について助成するものとしております。また、助成することにより農業者の負担軽減とリスクへの備えの強化及び農業者の事業継続や地域農業の維持を図ることとしております。この農業保険につきましては、保険料の50%の国庫補助の適用があり、令和3年2月には、農林水産省経営局長より保険料等補助につきまして新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しての補助の実施を行うことを検討するよう依頼する文書が発出されており、公的な関与も求められているところであります。まず、(1)の対象者につきましては、町内に住所を有する個人、法人または団体の農業者としております。(2)の支援内容につきましては、農業共済組合が実施しております農業保険法第97条に規定しております農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、任意共済とする農業共済事業及び同法第175条第2項に規定しております農業経営収入保険事業に加入する農業者の保険料の2分の1のうち20万円を上限とし助成を行うこととしております。(3)の予算要求額につきましては、500万円を予定しております。(4)の予算の積算根拠につきましては、前年度の水稲共済を初めとする各共済加入者380名と収入保険加入者36名の加入実績により概算要求とさせていただきます。(5)の他の自治体の状況につきましては、全国86市町村の地方公共団体において保険料等への補助が実施されており、本県におきましては、伊方町、伊予市、西予市が令和2年度に補助を実施しております。(6)の実施方法(案)としましては、保険加入者より補助金申請から請求までの事務処理を愛媛県農業共済組合に権限委任をしていただき、実績等、町が確認の上、申請者の口座へ補助金を振り込む手続を想定しております。最後に、(7)の農業保険の概要につきましては、収入保険は青色申告を行っている農業者が対象であり、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格の下落、けがや病気で収穫が不能、また取引先の倒産等、経営努力では避けられない収入減少を広く補償をするものであり、保険期間の農産物の販売収入が基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補填するものとなっております。農業共済は、全ての農業者が対象であり、米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を、保険内容によって補填するものとなっております。

以上で、農林課より事業説明とさせていただきます。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 水産課からは2事業御説明をさせていただきます。

4ページ、資料2になります。漁業収入安定化支援事業、漁業共済支援事業の補助金です。新型コロナウイルス感染症によりまして影響を受けている漁業者の経営を支えるため、国が推進する漁業収入安定化対策が拡充されました。その漁業共済掛金を助成し、経営の安定化と事業の継続を図ります。(1)の事業主体は愛南漁協、久良漁協です。(2)支援内容です。対象は、漁業共済のうち、養殖生物の死亡、流失等による損害を補填する養殖共済と、不漁や魚価安、災害による漁獲減少額を補填する漁獲共済です。契約割合が30%以上の漁業者について、掛金の10%を助成いたします。ただし、限度額を150万円としております。

(3)予算額は2,028万4,000円で、(4)算出根拠につきましては、令和2年度の実績を参考に、掛金総額2億3,000万円の10%以内を予定しております。次に、5ページ、資料3をごらんください。水産業活性化推進事業eスポーツ「撃鯛杯」の運営委託事業についてです。この事業は令和2年度にスタートした南海放送、松山大学、愛南町の産学官連携事業、愛南マダイ応援隊プロジェクトで実施した「撃鯛杯」の第2回大会です。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、消費者の購買スタイルが激変しています。コロナ禍における社会的構造変革により、新たな生活様式に対応した新商品の開発や、新たなサービスが求められています。この事業はオンラインを活用してネット上に人を集め、eスポーツ大会を開催し

愛南のマダイを全国にPRすると同時に、購買に至るまでの行動をリサーチするeスポーツを活用したデジタルマーケティング事業です。(1)の事業主体は愛南町で、南海放送、松山大学の御協力を得て実施をいたします。(2)の内容ですが、スマホゲームを使用した公式オンライン大会を実施をいたします。南海放送に大会の実施を委託し、大会の中で町のPRやマダイの紹介などのCM動画や愛南真鯛フェアのイベント情報を放映いたします。大会の上位入賞者には愛南マダイを提供しSNSで拡散してもらいます。大会の参加目標人数は300人で、試合の様子はネットで生配信し、終了後もオンライン上で再生をいたします。動画の視聴者や漁協オンラインショップに誘導した消費者の地域、年齢、性別などの属性をリサーチするとともに、愛南マダイの消費行動に至る数理モデルを構築し、今後の広告プロモーションに活用いたします。松山大学「愛南マダイ応援隊」はSNSを活用し、愛南町やマダイのPRを実施し、インプレッション数の増加を目指します。これに加え、今回はコロナ終息後のインバウンドプロモーションとして、安心安全な国際認証MELマダイや愛南町の魅力を海外に発信をしていきます。(3)予算額は330万円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。(4)の算出根拠として、企画運営費239万5,000円、広告費60万5,000円と消費税30万円の予定となっております。

以上で、水産課の2事業の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、商工観光課からの提出分について御説明をさせていただきます。すみませんが、最初のページにお戻りください。中段から下に、商工観光課の6月補正予算、専決処分の補正予算等で計上しました事業についてお示しをしています。ナンバー1から次のページのナンバー6までの6つの事業です。そのほか、もう1件、新規の支援事業があります。すみませんが、ページを9ページまでお進みください。中段のナンバー6です。時短営業・外出自粛影響緩和一時金事業です。時短要請や外出自粛の影響を受けた事業者を支援することを目的とした町の独自の事業です。時短要請や外出自粛の影響を受けている事業者に、途切れなく、迅速に対応するため、専決処分の補正予算で予算を計上させていただきました。以上の予算計上させていただきました事業の詳しい内容を別に示しております。すみませんが、ページを6ページにお戻りください。6ページには、1、緊急経済対策として、3つの給付金等を示しております。事業の関係性がありますので、現在進行中の給付金等の内容も、あわせて説明をさせていただきます。上段の番号1が、持続化給付追加金です。町独自の支援策で、現在も受付をしており、支援を継続中です。先月の4月中旬に、愛媛県が発出しました、県のえひめ版応援金を取り込む形で運用しています。この持続化給付追加金の申請受付は、3月議会定例会の補正予算の承認をいただいた後から始まり、先般御承認いただきました4月専決処分の補正予算と合わせまして、年度をまたぎ、継続しながら、切れ間のない町内の事業者の支援としております。5月に入り、申請も一段落がつき、幅広い事業者への支援につながったと感じております。中段の番号2の営業時間短縮等協力金は、感染対策期に、愛媛県下一斉に実施しております酒類を提供している飲食店に対する時短要請に対する協力金です。予算措置は、2回の補正予算で対応しており、4月26日から5月19日までの第一弾が、4月末の臨時議会補正予算で措置をしております。さらに、急遽、愛媛県の発出を受け、延長となりました5月20日から5月末日までの第二弾は、5月の専決処分で予算措置をさせていただきました。一番下の段の別紙の6は、町独自の支援事業として計上させていただきました新規事業の時短営業・外出自粛影響緩和一時金です。飲食店の時間短縮要請や外出自粛の影響を受けまして、4月または5月に売上げが30%以上減少しました町内の事業者を対象としまして一時金を支給し、支援をいたします。対象となる事業者は、例えば、時短要請や休業した飲食店に納入している酒店や食料品店などの

小売店、さらに、運送業、宿泊業、観光業など、時間短縮要請や外出自粛の影響のあった幅広い事業者です。ただし、上段番号 1 の持続化給付追加金及び番号 2 の営業時間短縮等協力金を受けられた事業者は、対象外とさせていただきます。時短営業や外出自粛の影響を受けている町内の事業者に対しまして、隙間なく、迅速な支援につなげるため、専決処分予算措置で対応させていただきました。次のページへお進みください。7 ページは、今回、条例制定の上程予定の愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例に対応しました町独自の中小企業支援メニューの 3 つの事業です。コロナ禍におきまして、店舗内の感染症対策に取り組む事業者や、新たなビジネスに取り組む事業者を対象に、まずはコロナ感染対策に軸足を置いた支援メニューとなっております。ともに財源は、一部コロナ交付金を充当しています。上段の番号 3 と番号 4 のそれぞれの補助金は、感染防止対策として、マスクや消毒液の感染防止用品の購入費用や仕切り用アクリル板などの感染防止対策物品の購入、さらには、換気システム工事等の店舗等の改装の費用の一部を補助する支援メニューです。下段の番号 5 の感染症対策中小企業者等経営強化補助事業です。現在、国や県では、事業者の生産性の向上、経営改善、新事業への展開などの支援事業を打ち出しております。国や県の補助金を受けた町内事業者に対しまして、町が上乘せ助成をする支援メニューとなっております。続きまして、次のページにお進みください。8 ページが、プレミアム商品券発行支援事業です。この事業は、感染症の拡大により、外出自粛や営業自粛の動きが強まる中、低迷する地元消費を喚起し、地域経済の活性化を図り、あわせまして小売業を初めとする町内各事業者の支援も目的としております。この発行支援事業は、昨年度と同様に、愛南町商工会及び町内の 11 の郵便局と連携して実施をいたします。賞品券の 1 セットは、昨年同様の 1 枚が 500 円券の 15 枚つづりです。1 セット内の構成は、共通券 10 枚、小型店舗専用券が 5 枚の構成で、7,500 円分の商品券を 5,000 円で購入することができます。今回の事業の予算要求額は、1 億 3,092 万 6,000 円です。中段の (5) には、昨年度の事業からの変更点を示しております。より町民の皆さんに御利用しやすいように、内容を改善いたしました。①の名称は、いろこいあいなんプレミアム商品券です。②の取扱店舗は、希望する町内の全事業者を対象といたします。③の購入限度数は、お 1 人 3 セット限定で、総セット数 4 万 8,000 セットを想定しています。④商品券の有効期間は、9 月 1 日から 12 月末までの 4 か月です。⑤の購入引換券は、町が住基台帳を活用し、全世帯に購入引換券を作成して発送いたします。なお、昨年度のプレミアム商品券の町内の経済効果の実績は、約 2 億円でした。今回も、昨年と同様の利用があれば、約 3 億 7,000 万円の経済効果になると見込んでおります。以上が、商工観光課から予算計上させていただきました内容です。

以上です。

○原田議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 2 ページにお戻りください。学校教育課のほうから、学校 I C T 関連事業を御説明させていただきます。冒頭、城辺小学校の動画紹介でもありましたが、急な休校や長期休業にも対応できるよう、児童生徒は既に端末を家庭に持ち帰りを始めております。その中で、W i - F i 環境がない御家庭に対して、モバイルルーターを貸与し、その通信環境を利用することとしております。それは全ての児童生徒の家庭での学習環境を保障するためのものです。先ほどもありましたけれども、御質問の中でお伝えしたのが、このモバイルルーターの貸与は、現在、そういった通信環境がない御家庭で、そういった御家庭にはこの 1 年かけて環境を整備していただくようお願いしております。その年間通信料を新型コロナウイルス感染症対策事業として計上しているものでございます。

以上でございます。

○原田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質問ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 1つは、水産課のeスポーツ、ゲームなんですけど、これ330万円使われるんですが、去年も同じようなことしましたよね。たしかそれも300数十万円だったと思うんですけど、そのときの効果ってどういうふうに分析されているんでしょうか。2点目は、商工観光課さんにお伺いしたいんですが、このプレミアム商品券、去年行われたときは8割の住民の方の利用を想定していると聞いたんですが、今回は何割ぐらいの住民の方の利用を想定していらっしゃるかお聞かせください。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 eスポーツの効果についての御質問にお答えをさせていただきます。

このeスポーツ「撃鯛杯」というのは、インターネット上に若い世代の方を呼び込んで、その中で愛南のマダイの魅力を伝えていくという事業です。ネット世代と言われる世代が35歳以下を大体ネット世代ということで、生まれたときからインターネットの環境の中で育ったというふうな世代でございます。こういった世代の方については、以前のようにテレビとか雑誌、こういったところで情報を発信しても、なかなか情報が伝わらないというふうなことが言われてます。ほぼほぼネットの情報で情報を取ってくるというふうなことになっています。ただ、SNSですね、LINEも含めてなんですけれども、そのところでどう情報を打ち込んでいくかというふうなところが課題になっていまして、今、eスポーツという形の中で、非常に若者に人気のあるゲームをやることによって、たくさんの方がそこに集まってきてくれるというふうなコンテンツがございます。今回、前回ですけれども、このeスポーツを開催したことによって、ネットを開いて動画を見た方が、大体38万8,000回の再生回数がございました。内訳は、いわゆるゲームの「撃鯛杯」が7万7,000回、それから愛南マダイ応援隊が同じように発信しております動画が30万回というふうなことです。ユーチューブに16分ほどアップしておりますけれども、その再生回数の多い動画が再生されたときには、愛南漁協のオンラインショップの売上げがぐっと伸びているというふうな結果が出ています。そういった形の中で、その動画を開かれたときに、どこの地域なのか、何歳なのか、男性なのか、女性なのか、そして何時頃開いたのか、曜日はいつなのか、こういったところを調査をして、その年齢に応じたアプローチ、広告を打っていくというのが今回のeスポーツ「撃鯛杯」を活用したデジタルマーケティングの手法です。今年度につきましては、アフターコロナの対策も含めまして、インバウンド・プロモーションですね、こういった事業もやっていきたい、海外に発信していく、国際認証のMELマダイを海外に発信していくというふうな事業を想定をしております。

以上でございます。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 プレミアム商品券の枚数の計算の関係なんですけど、去年は7割を想定しておりました。今年度は、昨年度のプレミアム商品券、盛り上がりもありましたので、さらに引換券が各家庭に届くということも想定しまして、8割を想定しております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

石川議員。

○石川議員 応援金の件なんですけど、ある業者さんに聞いたら、昨年度、経営安定金をもろとるんで、もらえませんか、給付できませんというような話を聞いたんですけど、この別紙の6で、これで支給可能になるという理解でよろしいんですかね。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。今回の時短の短縮、外出自粛の影響の一時金につきましては、昨年度の安定化支援金を頂いた方につきましては、規制はありません。そのまま今年度の申請で受け付けするようにしております。

以上です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 5月の中旬ぐらいやったと思うんですけど、窓口に行って言われたらしいんですけど、今、課長が御回答いただいたんで理解しましたんで。

○原田議長 いいですか。

○石川議員 いや、窓口に行ったときに、そういつて言われたらしいんですよ、事實は。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 一応確認で申し上げます。先ほどの6ページの1の持続化給付追加金につきましては、昨年、先ほどの安定化支援金を頂いておったら、もらえないということは、窓口で今お伝えしております。今回、新規で出しました時短営業、外出自粛の影響の一時金につきましては、そういう分は該当しませんので、支給はできるようにしております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 協議会なんで、これ本議会で本当は言いたかったんですけども、プレミアム商品券なんですけど、昨年、これコロナ対策で補助金がこれ税金で来とるんですよ。来た中で、無線放送で商工会員の店という放送だったんですけど、これ見たら、令和2年度取扱店舗商工会員、3年度は町内事業者、訂正いかしとんですけども、これ無線放送の前に商工会と担当課で打合せしたんでしょ。商工会員の店を使うのかどうかというのは、しなかったんですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。昨年度、商工会に委託するような形で事業を推進させていただきました。その中で、過去の実績を基にスムーズにプレミアム商品券の事業ができるということで、商工会のほうの事業者を対象とするような形でお話は進めさせていただきました。今年度は、その反省に基づきまして、全事業者ということで希望を募るといような形を取らせていただいております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 これ、行政のほうが指導する立場なんでね、やはりこれ税の公平さから言うたら、これ、不公平なんですよね。そうでしょう。その辺は、補助金を一番商工会に出している町ですんで、やはり小山の件やないですけども、指導監督はしっかりしていくのが行政の立場じゃないんですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えします。昨年のプレミアム商品券発行事業の後にも同様の御意見も商工観光課のほうに頂きました。そういった反省点から、今回、希望者を全部募るといような形を取らせていただきましたので、その分は改善をするようにしております。今後、このようなことがないよう気をつけたいと考えております。

以上です。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 今の件ですけど、商工会に事務局というか持ったのは、恐らく商工会員の数を増やしたいというそういう意向という、そういう趣旨もあつたんじゃないでしょうか。それで、商工会員を少しでも増やしたいという意向で、商工会に加入店というふうに限定したというふうに私は理解しとるんですけど。その辺、どうなんですか。それと、昨年、商工会会員に限定して、商工会の加入、新規にどのくらい加入されたのか、その辺、分かれば教えてください。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 昨年度のプレミアム商品券の事業につきましては、まず、スムーズに事故なくやれるということがまず前提でした。それと、先ほど鷹野議員がおっしゃられましたとおり新規の商工会の会員さんも入っていただける機会になればというのも当然考えておりました。それで、新規の事業者がどれまで増えたかというのは、ちょっと手持ちの資料が今ないので、後ほどちょっとお答えさしていただけたらと思います。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 同じくプレミアム商品券で予算の積算根拠を出していただいているんですが、かなりざっくりとしていて、商品券発行支援事業業務委託料として 1 億 3,000 万円、業務委託料としてというのは、どういうことなんですかね。商品券代も含んでですよ。その内訳はどうなっているんですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。今回、町が事業実施主体ですので、商工会のほうに事務委託するような形で、1 億 3,000 万円を委託契約するような予算措置とさしていただいております。その中には、商品券の印刷代、約 420 万円等も含まれております。そのほか発行に伴います手数料、それから換金の手数料、それからお金を預かるような形になりますので警備の手数料とか、そういったものを含めております。それから、そのほかは商品券の引換券の印刷、それから郵送料の分も計上しております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 一番大きな額になるのは、商品券、補助するお金だと思うんですけど、それはお幾らになるんですか。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 2,500 円掛ける 4 万 8,000 冊分です。1 億 2,000 万円です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 それ、とても大事なことなので、そして委託料を実際は幾ら払っているのか、その内訳をしっかりと出してくださいませようお願いします。今回は、じゃ、前は受付のところから商工会が、発送のところから商工会がやったということですけども、今回は発送は役場がやって、その後の引換えを商工会に委託するということですよ。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 昨年は各個人さんに往復はがきで引換券の申込みをしていただいていたんですが、この分を完全に町のほうが引換券を全世帯に送るといったような形を取らせていただいております。それから後につきましては、昨年と同様の手続で、商工会のほうと郵便局と連携しながら事業を進めたいと考えております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 去年やったときと、そして今年やるこの状態、町の町民の皆さんの経済状態ですけども、私、かなり悪くなっていると思うんですよ。前回のプレミアム商品券やったとき、いろんなお声を聞いたんですけども、やっぱり松野とか四万十町みたいに 5,000 円なり 1 万円の商品券をそのまま配付してもらったほうが平等でありがたかったという声をたくさん聞きました。今回、1 年たって、もっと経済状況悪くなっている人多いですから、そういう希望はもっともっと出てくると思います。商品券を配付という形にせず、やっぱり買ってもらうという形にするのはなぜなのでしょう。事務处理的にも圧倒的にそのほうが楽で、経費も削減できると思いますけど。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 いろいろ内部でも検討いたしましたんですが、今回の事業は、5,000 円お金払うことによって 7,500 円分買えるというような形です。先ほど議員さんがおっしゃられました分は、そのまま商品券が届くような形でしたら、給付金の扱いみたいな形になるうかと思っておりますので、それよりももう少し経済効果のことを考えると、それ以上の効果があるほうが、町にとっていいんじゃないかということで、今回このような事業を考えさせていただきました。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

少林議員。

○少林議員 2 つあります。今の金繁議員のもちよつとあるんですが、結局身近なところを見よつても、さっきのプレミアムなんですけど、お金持つとる者は何万円も買って使うんですね。それで地域のほうにおる、郵便局までも遠かったりするおじいちゃん、おばあちゃんは、全然利用できないと。やっぱりその不公平感というのはなるべく平等にしていけたらなと思うんですが、それが 1 つ。それから 2 つ目、先ほど e スポーツのやつがあつたんですが、その 7 番に、コロナ終息後のインバウンドのプロモーションとしてというのを言っていましたけど、今、どこを見ても、食べ物の宣伝ってどこもかしこもあつて、どれも美味しいとやっていますから、じゃ、うちの差別化は何だろうかといいますと、やっぱり先ほど言いました、これが日本の目指すべき養殖の方向だということ、SDGs にのつとつたものだと、科学的な養殖で環境負荷かけないで安全安心だということ、ぜひたくさん宣伝していただいたら差別化ができるのではないかと思います。

以上、2 つです。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 プレミアム商品券につきましては、500 円券が基本となつて 15 枚という形で使いやすいような単位となつております。それと、どうしても遠隔地につきましては、お金が使う場所が限られるというのは、これどうしてもしょうがないことですので、それを使って、お友達とか御家族に買ってもらうとかいうような形で御利用のほうをしていただいたらということとなっております。今回、募集をいたしますので、昨年より幅広く登録店のほうも増えると想像しますので、この辺は御利用ができるような推進のほうもしたいと考えております。

以上です。

○原田議長 長田水産課長。

○長田水産課長 インバウンドプロモーションについて御説明をいたします。

訪日の外国人観光客の過半数が中華圏からの観光客です。インバウンドは大体 4,000 億円ぐらいの購入額があります。爆買いというやつです。逆にアウトバウンドといって中国から日本のものを買うのが 6,000 億円ぐらいあるわけなんですけれども、2,000 億円ぐらいアウトバウンドのほうが多いわけなんですけれども。中国人がネットで買うような今、流れがありまして、実はこの e スポーツの支援をさせていただいているネットイースの会社というのが、越境 EC というのを持っています。ですから、この越境 EC に少しアプローチできないかなというふうに考えているところです。あわせて、インバウンド、コロナの終息後には、たくさん外国人が来られると思いますので、それを見越して国際認証の MEL マダイの PR、そして愛南町の観光資源、こういったものも一緒に PR していきたいというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、以上でこの件は終了。

金繁議員。

○金繁議員 最後に 1 つお願いなんですけども、たくさんの町民の方から、町長、本議会でお話しされるときに非常に聞きづらいので、ピンマイクをつけていただくか、もしくはマイクをこのようにしっかりとお口元に当ててほしいという要望を町民の方からたくさん聞きます。ぜひ御検討をお願いします。

○原田議長 それでは、以上でこの件は終了いたします。続いて、12 番、主要事業説明の統一様式について、説明を求めます。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 続きまして、主要事業説明の統一様式について報告させていただきます。資料 12 をごらんください。愛南町議会基本条例第 10 条の規定を踏まえ、これまで当初予算書に添付しております主要事業の概要説明資料を基本に、説明様式の統一化を図り対応することとしておりますので、様式の概略を説明させていただきます。資料下段に、①事業名称など 16 の項目を記載し、様式の各項目にその番号を振っての説明資料としておりますが、様式上段、①の項目、事業名称から③の総合計画の体系図はこれまでと同じく記載し、新たに④の項目、事業目的と手段欄を設けております。⑤の項目は、これまでと同様に事業の活動指標及び成果を記載し、新たな項目として⑥の項目、事業費の財源内訳、⑦及び⑧の項目、事業の開始背景と事業開始から環境・状況の変化、⑨の項目、総合計画に係る基本事業の成果指標を記載します。⑩の項目は、決算時の評価として前年度の事業の実績評価を、⑪及び⑫の項目は、当初予算編成時に次年度に向けての方向性及び当該年度の事業の進捗状況を記載します。中段右の⑬の項目は次年度以降の事業の数値見込みを、上段右の⑭の項目は新規・継続事業等を表示し、⑮の項目は予算書のページを記載、下段右の⑯の項目は成果指標の算定式を明記してまいります。今後はこの様式により主要事業の説明を行うこととしております。以上、主要事業説明の統一様式案の報告といたします。

○原田議長 説明が終わりました。質問ございませんか。

金繁議員。

○金繁議員 ほかの自治体の様式もちらっと私見てみたんですけども、そこでいいなと思ったのが、やはり将来のコスト負担についても、記入欄がある町がありました。今後、4 年先の歳入歳出、この事業に関する各事業に関する数値を入れるようになっていました。ぜひ御検討いただけたらと思います。

○原田議長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 ただいまのお問合せにお答えさせていただきます。その分につきましては、⑬の様式の下段のほう、事業費ということで、数年先、例えば現年度から申しますと、令和 5 年度までの要求という形で財源構成のほうも記載するようなことを想定しております。ただし、国庫補助等々については、当然その時点では判断ができませんものですから、ある程度参考数値という形で御理解をいただきながら、数値のほうを提示してまいりたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。

続いて、13 番、あいなんバスの車両購入についてを説明をお願いします。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 それでは、あいなんバスの車両購入について御説明をさせていただきます。資料の 13 をごらんください。令和 3 年 6 月の今回の補正予算にて、あいなんバス 2 台の車

両購入費用を予算計上しております。購入予定の車両は、マイクロバス 25 人乗り 2 台で、見積金額は、外装整備費を含めて 1 台当たり 994 万 8,390 円となっております。それでは、本予算を計上するに至りました経緯について御説明いたします。現在、町内には町営のあいなんバスと民営の宇和島バスが運行しており、宇和島バスは国道を除く路線については、中段の表のとおり、城辺～久良、城辺～檜月、城辺～外泊の 3 路線であります。表の右側には、宇和島バスへの補助金額とあいなんバスに切り替えた場合の想定運行経費を記載しております。令和 3 年 4 月、町と宇和島自動車が経営状況や利用者数等の状況について意見交換を行った際、宇和島自動車から、利用者数は人口減少等に加え、新型コロナウイルスの影響を多大に受け、前年を大きく下回っており、収支状況は大変厳しいという報告を受けました。また、町内バス路線の利用者が負担するバスの運賃について、町営バスと民営バスで差があり、居住地による不公平が生じていることから、利用者からは負担額の平準化を求める声も聞かれます。そこで、宇和島バスの 3 路線について、今後あいなんバスによる代替輸送の方向性について、今年度第 1 回愛南町地域公共交通会議にて委員各位に諮っております。当初は今月の 26 日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮して書面開催に変更しております。この会議で委員各位の承認が得られましたら、具体的なバス路線の再編について検討し、関係する地区の行政協力員に意見を聞きながら準備を進めてまいりたいと考えております。また、あいなんバスは改造を要する特殊車両でありまして、車両購入には契約から導入まで半年間程度の時間を要することから、準備を円滑に進められるよう、今回の補正予算に計上をさせていただきました。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

○原田議長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

中野議員。

○中野議員 これは 2 台購入で 3 路線を運行するわけですか。3 路線あって、2 台で運行するんですかね。

○原田議長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 2 台購入して、現在、船越から武者泊の間もあいなんバスが走っております。

その 3 台で武者泊の路線も含めた路線バスの再編を、地元の区長さん等にまた意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 あと、まだ決まってないのかもしれませんが、今は宇和島自動車が外泊から城辺に走ってますよね。武者泊線は船越で乗り継ぎして、そこから先は宇和島自動車に乗って思うんですが、これ、あいなんバスが走り出した場合でも、このような形で乗り継ぎしてやっていくんですかね。

○原田議長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 そこら辺の乗り継ぎがなるべくとか、しないように、例えば城辺から武者泊までの路線も 1 台のバスで走らせるとか、そういうことを考えていくようになると思います。

以上です。

○原田議長 中野議員。

○中野議員 直接両方とも、直接城辺～武者泊、城辺～外泊に行くんだったらいいんですが、乗り継ぎなんかすると、例えば乗り継ぎして料金、乗り換えたところで 100 円、またそこから乗り換えて 100 円と 200 円になったりするんで、そこらあたりちゃんと調整して不公平感がないように、ぜひ審議していただきたいと思いますが。

○原田議長 浅海総務課長。

○浅海総務課長 既存のバス 1 台、それから新規の 2 台を含めた 3 台で乗り継ぎがないように、これから検討していきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 ほかにはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、この件は終了いたします。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 すみません、案件ではないんですけど、ただいま議員の皆様のタブレット上にサイドボックスの中のファイルナンバー200 番に各種計画としまして 14 の所属の課、それから 50 の計画を掲載しておりますので、後ほどごらんいただいて御活用していただければと思います。

以上です。

○原田議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 先ほどの鷹野議員の御質問にお答えいたします。新規の商工会の会員数 16 件ありました。

以上です。

○原田議長 鷹野議員、いいですか。

○鷹野議員 はい、いいです。

○原田議長 以上で、執行部からの報告は終わります。執行部、退席をお願いします。

(退席)

○原田議長 大変長時間になって申し訳ございませんけど、休憩なしでもうやっていきたいと思えます。いいですかね。それでは、ただいまより、議会の協議に入ります。まず、1 番として、一般質問の提出方法についてということで、前回の議員全員協議会でたしかファックスとメールで送ることはできないかという要望がございました。それについて、ちょっと事務局、ちょっと説明いいですかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会資料 1 をごらんください。一般質問の提出方法についてという資料になります。県下の近隣の町の状況を確認をしたところ、伊方町を除いては全て持参ということになっておりました。こういう結果では、あったんですけども、愛南町においてもメール、ファックスで受け取る方法について検討してみました。その結果を下段のほうに書かせていただいております。会議規則には、提出方法に特段の規定はございませんので、この①から④の方法を取って、または了解をしていただければ、受け取りも可能かなということで、案を示さしていただいております。まず 1 つは、送信後に議会事務局へ電話をいただきたいということです。これについては、本人の確認をするという意味がございませす。続きまして、ファックスの場合は、送信元情報というものがどうしても印字されてしまいます。それについては、事務局のほうで塗り消しをさしていただくんですけども、それを一応原本ということにさせていただきたいということになります。3 番目につきましては、今現在は押印の省略ということで、自書であれば受付をしているところなんですけれども、どうしてもメール、ファックスになると写しということになりますので、押印の省略はちょっとできないかなというふうには考えているところなんですけども、もし理解をさせていただいて、事務局のほうでお預かりをしております認印を押印することによって、それを許していただければ、受付ができるのかなというふうに考えております。最後、4 番目なんですけども、受付の順番について問合せがある場合があるんですけども、どうしてもこういうふうには受付の方法が増えると、なかなか正確な回答ができないということがありますので、

それについて御了解をしていただければということになります。

以上です。

○原田議長 ただいまこの 4 つの条件を提示したんですけど、この件について何か質問ございませんか。

石川議員。

○石川議員 この 3 番なんですけど、3 番、PDF だったら、もう印鑑ついた状態で送れると思うんですけど、ワードとか、エクセルで打つ人はおらんと思うんですけど、ワードで打った場合は、確かに印鑑を事務局で打たないと都合が悪いのかなとは思いますが、基本的にメールで送るということは、本人のアドレスはもう当然確認されてるし、電話も入れることであれば、わざわざ印鑑必要ですかね。実際に会議規則には規定がないのであれば、もう印鑑省いてしまったほうがいいんじゃないかなと私は思いますが。

(発言する者あり)

○原田議長 局長、どんなかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 受付の御本人であるとの確認ということで、こういった取扱いをさせていただいているところなんですけど、例えば、今言われたように、御本人のメールアドレスであるとかいうことと、あと 1 番にあるとおり、送信後に必ず議会事務局に御本人であることを電話をいただけるという 2 点で、御本人として認めるという取扱いでよろしいということであれば、そういうことも可能かなとは思いますが。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 事務局におかれましては、調べていただいてどうもありがとうございました。私は、お手数もかける場面もあると思いますが、事務局に。遠い方、特に遠い方が便利になりますし、ぜひこれでやっていただきたいと思います。1 点、パネルも同時に出すようにということだったので、パネルにする図表とか映像とかも一緒にお送りするという構いませんかね。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 その場合、それで結構なんですけども、その場合、一応、質問書と補助資料であるそのパネル等については、別に送っていただきたいと、別に分けて、一緒ではなくて。

(発言する者あり)

○本多事務局長 そうですね、ファイルとか分けて送っていただければ助かります。

以上です。

○原田議長 ほかにありませんか。どうしても、これはいけんということ、人はおらんですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 じゃ、皆さん、賛成でよろしいでしょうか。

(賛同する者あり)

○原田議長 これ、局長、条例の改正要るのかな、これ。

○本多事務局長 これは特に必要ないです。

○原田議長 じゃ、9 月議会から。

○本多事務局長 今回からでも大丈夫です。

○原田議長 今回から大丈夫。

○本多事務局長 はい。

○原田議長 今回からでも大丈夫だそうですので、メールで送ってください。ファクスでもいいです。

石川議員。

○石川議員 確認なんですけど、持参とメールと両方オーケーという理解でよろしいですね。両方で。

○原田議長 そうです、持参でもいいです。じゃ、この件はいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 じゃ、よろしくお願ひいたします。

続いて、2番、研修会についてなんですけど、これは事務局、ちょっと説明をお願いします。

○本多事務局長 1、2、3、まとめてでよろしいでしょうか。

○原田議長 はい。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、研修会について説明をさせていただきます。まず、4月26日開催予定の議員研修会につきましては、愛媛県独自の警戒レベル感染対策期によりまして、延期をしている状況でありますけども、6月定例会以降で調整をさせていただきたいと思っております。講師につきましては、愛媛県町村議会議長会の常務理事にお願いしたいと考えております。次に、2番の7月21日開催予定の第1回議員研修会についてなんですけども、これにつきましては、現在、一堂に会すと140名程度のどうしても人数が集まってしまうというところがございます。現在、事務局のほうで別の形で開催することを検討しているようです。別の形というのは、例えばネット発信とかそういう形になろうかと思うんですけども、また後々開催方法が決まり次第、報告をさせていただきたいと考えております。次に、3番目の大学教授等による研修会開催要望について、これ前回の全員協議会の中で要望をいただいたんですけど、これについても、1番、2番のとおり、研修会が延期等になっておりますので、9月秋ぐらいをめどに再度皆さんに協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○原田議長 説明があったんですけど、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようですので、続いて、その他に入ります。

まず、1番のコロナ感染対策の仕切りについて、事務局、説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 コロナ感染対策の仕切りについても、前回の全員協議会の中で白い仕切りではなくて、透明なアクリル板にしてはどうかという意見をいただきましたので、今、作成をしておるところでございます。次の議会に間に合うかどうかということではあるんですけども、作業を進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 どうも、私が言いました。ありがとうございます。

もしくはこの部屋だと広くて皆さんの顔見れて、風通しもよく、距離が置けていいのかなと思うんですけど、これだとお金要らないので、こちらでもいいかなと思って。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今回のように、この部屋が取れたらいいんですけども、どうしてもやっぱり部屋が取れない場合がありますので、そういった場合の対応のために用意しております。

以上です。

○原田議長 はい。続いて、2番、リンクットの活用についてということで、説明をお願いいた

します。

本多事務局長。

○**本多事務局長** リンキットの活用につきましては、以前にこういった場合でお願いをいたしまして、鋭意御協力をいただいているところではあるんですが、リンキットのいわゆるコメント欄が頻繁になると、肝心の事務局からの通知が分かりづらいというような御意見をいただいております。このグループトーク内での返信がなくなれば、事務局からの連絡事項が並ぶので通知を探す手間がなくて、簡単に利用できるのかなというふうに考えております。なので、利用をお願いしていたところではあるんですけども、グループトーク内への返信は不要としていただいて、必要な場合は個人トーク等を利用していただければというふうに考えております。一応、リンキット内での通知につきましては、返信がなくても、事務局で「既読」という状況でござんいただいているという状況はわかりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○**原田議長** この件について、何か質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**原田議長** ないようですので、続いて 3 番目、政務活動費についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 政務活動費につきましては、これも前回の全員協議会の中で提案があった話ではあるんですけども、現状、県下の町では、政務活動費を出している団体はないということもありますし、実際、政務活動費の支給となりますと、条例を制定する必要がございます。そういったところもありますので、もう少し慎重に、情報について集めさせていただきたいということで、また今後協議をさせていただき機会を設けさせていただきたいという報告をさせていただきます。

以上です。

○**原田議長** いいですかね。

金繁議員。

○**金繁議員** ぜひ前向きにいろいろと調べて御検討ください。

ちなみに、本多課長が 4 月から御就任されましたけれども、前期のときにですね、江藤先生、山梨学院大学から議会活性化の講義に来ていただきました。非常に役に立つお話をいろいろ聞かせていただいたんですが、その中で、政務活動費について、先生のほうからどうして条例つくらないの、恥ずかしいよ、何で、何でって、物すごく言われました。ぜひ前向きに御検討をお願いします。

○**原田議長** 続いて、その他についてということで、何かございませんか。

少林議員。

○**少林議員** また、お願いがあります。今回のことに対しても、私は資料が欲しくて、それで何かいろいろしよったんですが、そうすると、やっぱり印刷物が紙媒体が昔人間なので欲しいなと思うページとか、いろいろあったんです。タブレットだけということの一応申合せ事項ですが、ここが欲しい言うたら、みんなは要らんかもしれんけど、私はぜひ欲しい予算の 1 ページとかあったんですが、送ってくださると、メールで。送ってくださったら、もう印刷はこっちでするので。そういう、みんなが要るわけじゃないんですが、欲しいいうときは、認めていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**原田議長** 少林議員、予算と決算はですね。

○**少林議員** それだけじゃないですよ。

いろいろ他に、詳しく見たい資料とかあったんですね。

- 原田議長 金繁議員。
- 金繁議員 これ、資料はダウンロードできますよね。印刷、自分の家の印刷に接続のセッティングをしないとイケないと思うんですけど、それは可能なんですか。
- 原田議長 それはできんのやなかったかな。
(発言する者あり)
- 金繁議員 じゃあ、やっぱりできないんだ。
- 原田議長 局長、これは完全にできんのでしょ。
- 本多事務局長 えっとですね、その取扱いは、どうもできないというふうに聞いています。
- 原田議長 できないと。
(発言する者あり)
- 原田議長 少林議員。どうぞ。
- 少林議員 ですから、欲しいという人の欲しいというものだけでいいんですが、それをメールで送ってくださったら、そういうセキュリティー上まずいのか、それやったら、例えばここへ来て紙媒体に印刷したものを頂きに来ても構わないんですが、いかがでしょうか。
- 原田議長 それ、タブレットではいけませんかね、それ。
どうしても駄目。
- 少林議員 え、皆さん、すごいですね。全然駄目です。
(発言する者あり)
- 原田議長 尾崎議員。
- 尾崎議員 資料については、先ほど前日の午前中にできますという話を聞いておりましたが、議員の中で、どうしても紙が必要という希望のあるということなんですが、メールにパスワードをつけて送って、そして本人がパスワードで開くような形で承認できたらいいんじゃないかなと思うんですけどね。セキュリティーの関係でパスワードは当然必要やと思います。
- 原田議長 うん、どんなもんですかね。
中野議員。
- 中野議員 また、事務局によく調べていただいて、法律的なもんからなんから検討課題として、ちょっと時間があいたときに。議会のときにちょっと議会が迫ってますから、後ほどでも、また検討しとってもらたらいいんじゃないですか。
- 原田議長 今までタブレットで十分対応できたんですけどね。
いけませんかね。
- 少林議員 いろんな資料を突き合わせたいときに、一々もう相当めくらんといけんし、いろいろな。ぱっと見たいときもあるし。
- 原田議長 それはちょっと検討します。
- 少林議員 はい、やる気のある者を助けるつもりで、よろしくお願いします。
- 原田議長 はい。
- 山下議員 これ、タブレットの基本がペーパーレス化をっていうことで、まず導入なんですよ。そういうことも含めて、事務局にちょっと検討してもらたらどうですか。
- 原田議長 佐々木副議長。
- 佐々木議員 最後になるんですけど、吉村議員にちょっとお聞きしたいんですが、先般、5月30日の初議会の中で議長選挙、当時、原田議員の所信表明の後の発言、刑事事件の被疑者だから議長選挙に立候補する立場にないという発言がありましたが、立候補を取り下げるべきとの発言がありました。この発言の根拠、また、その発言を取り下げる私は必要性があると思うんですが、吉村議員はどう考えとるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○吉村議員 休憩時間やろう。

○佐々木議員 一応、休憩は休憩時間ですけど、テレビ放映は当時されておりました。多くの町民が恐らく見とると思うんですけれども。

(発言する者あり)

○原田議長 山下議員。

○山下議員 吉村議員は、原田候補者が被疑者だから、立候補する立場ではない、取り下げたらどうだっていう発言やったでしょう。

○吉村議員 取下げ言うたかね。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。もう、この件は今日はもう終了します。

(発言する者あり)

○原田議長 いいですかね、ほかに。

はい。

○金繁議員 二点あります。一点は、議会基本条例が4月1日にできました。その中に、図書室、議会図書室の充実ということがうたわれています。先ほど引用した江藤教授が、「月刊ガバナンス」ぐらいは取りなさいよと繰り返し言われました。前期のときに、「月刊ガバナンス」を取るようにと、1冊1,200円ですけども、要望を出したところ、前の議長のときは駄目でした。でも、今、基本条例ができ、これだけ新人の方が半数近くを占めるようになりました。みんなが今コロナで研修にも行けない中、本を読んで勉強をすること、「月刊ガバナンス」本当にいい雑誌です。ぜひ、この購入を、図書室にお願いしたいです。

要望です。

○原田議長 あと、もう一点あるんでしょう。

○金繁議員 はい。もう一点はですね。あの今、今日の控室に来ましたら、要望書が置いてありました。これは住民が主役のまちづくり実行委員会事務局長ヤザギルサさんという方から、議会議員各位に意見交換会を開くことを小山の太陽光発電のことでということで、要望来てますが、これは返信とかはどうされますか。

御本人への。

○原田議長 これは局長、皆さんに配ってくださるだけでしょ。

はい。本多事務局長。

○本多事務局長 事務局が預かったときは、各議員にお配りしてくださいという内容でございました。

以上です。

○原田議長 いいですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 石川議員。

○石川議員 意見交換会を早々に開いてほしいという住民の声もあるので、新人の議員もですね、新しい新人の議員も加わったことすし、意見交換会もしくは議会報告会かよく分かりませんが、タイトルは。

この日程をいつ頃やられるかっていうのをですね、せっかくなんで。

○原田議長 これはまた、あの。

○石川議員 年に1回はやるということになってることなんで。

○原田議長 まあ、あのコロナの関係で、やっぱり今からワクチンの接種もどんどん始まるんで、また、一応落ち着いたら、なるべく早い時期にやろうとは思いますが、皆さんで協議していただいたら、それは。

金繁議員。

○金繁議員 大体の時期なんですけど、愛媛県はだんだん少なくなってきて、今月末に、来月からまた緩いあれになるかと思うんですけども、今日の保健福祉課長の説明によると7月末までにワクチン接種が終わるということで、また一方で、報道によると、9月ぐらいからインド株の流行が危惧されているという、第5波が来るんじゃないかということで、こっちはもっと遅いかもしれないし、そんな来ないかもしれませんが。

なので、今から計画しても、やっぱり2か月ぐらいは広報あいなんに載せるかどうかは、時期、タイミングもあるので、大体、例えば、暑い時期ですけど、8月の中旬とか上旬とか下旬とか、分からないですけど、その辺で大体の時期を決めて、それに向かってぼちぼち準備したらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○原田議長 はい。そうですね、はい。

(発言する者あり)

○原田議長 ワクチンの接種状況、あるいはコロナの発生状況、それを見定めて、なるべく早い時期に決定したいと思います。

(発言する者あり)

○原田議長 ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 はい、じゃ。

○佐々木副議長 以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

愛南町議会議長